みんぱくリポジトリ
国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnolo

A New Phase in the Chinese Minority Language Policy

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 庄司, 博史 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00004032

国立民族学博物館研究報告27(4): 683-724 (2003)

中国少数民族語政策の新局面
──特に漢語普及とのかかわりにおいて──

庄　司　博　史*

A New Phase in the Chinese Minority Language Policy

Hiroshi Shoji

社会主義政権樹立以来中国は，少数民族言語の平等な使用と発展を民族政策の一つの柱として，民族言語の文字化，民族言語による教育を掲げてきた。その一方では国家統合および近代化を進める中国にとって，共通語としての漢語，「普通語」の普及も重要な課題であった。文化大革命期をのぞき今日にいたるまで民族言語政策は基本的にこれら二つの理念のせめぎあいの場であったといえる。しかし1980年代以降，民族言語政策は従来の対立の構造とは異なる様相を呈しはじめている。本稿では，少数民族言語擁護と漢語普及との間での対立や矛盾の鮮明化，および双語教育（二言語教育）の枠内で民族語教育の足場を確保しようとする民族言語政策に注目し考察した。さらに近年少数民族言語やその政策に影響をあたえつつある現象として，急速な近代化の要請にともない進展しつつある漢語の実質的国語化政策，民族言語関係者による国際的言語理論の援用，さらに世界的な言語・民族運動への関心を指摘した。

Since the foundation of the present socialist state China has upheld a ground principle for national minority language policies which is to guarantee the use and development of such languages. In practice this principle has mainly involved an attempt to establish a writing system for each language and to incorporate the languages into the basic school system for the minorities. At the same time, the realization of a common national language on the basis of Han has also been a mandatory task in the state's agenda. In the 1980's and onwards the schema that had controlled the Chinese minority language policies has apparently shifted to a new phase, with the emergence of critical phenomena where the interests of both sides prominently go against

*国立民族学博物館民族社会研究部

Key Words: bilingual education, mother tongue education, China's national minority, language policy, minority language
キーワード：二言語教育　母語教育　中国少数民族　言語政策　少数民族語

each other. One is the growing conflicts brought by the state's purposive policy to emphasize the role of Han, and to rationalize attempts to develop minority languages. The other is the generalization of the theoretical notion of "bilingual education" among the language planners of Chinese minority languages, in the framework of which a foothold for mother tongue education is sought, against the pressure of Han. The author further examines several new factors affecting the present Chinese minority language policies.

1　はじめに
2　中国の少数民族言語・言語政策の概要とその背景
2.1　少数民族言語の文字化方針の背景
2.2　中国言語政策の意味──統合政策と融和政策の狭間で
2.3　民族政策の理念──社会主義国家理念とのかかわり
2.4　言語と民族の扱い
3　民族言語政策の今日までの経過
3.1　民族言語政策の具体的目的
3.2　民族言語政策の始まり
3.3　後退期
3.4　復活期
4　民族言語と民族言語語政策の現状
4.1　圧迫される民族言語
4.2　民族言語文字化政策の停滞と合理化への方針転換
5　漢語依存と漢語教育をめぐる対立と矛盾
5.1　国家課題としての漢語普及政策
5.2　民族言語にとって脅威としての漢語普及
5.3　民族教育の効率化と国家への編入手段としての漢語普及
6　双語教育政策と少数民族言語
6.1　漢語教育とのかかわり
6.2　温存される双語教育の二義性
7　民族言語を取りまくあらたな状況
7.1　近代化にともなう諸現象
7.2　国際的言語理論の援用
7.3　世界的言語・民族運動への関心
8　おわりに──まとめと展望

1　はじめに

中華人民共和国の誕生以来，中国政府は少数民族言語[1)]の平等な使用と発展を民族政策の一つの柱として，民族言語の文字化，民族言語による教育を掲げてきた。これは中国の民族政策において，制限された民族自決権の代償としての文化自治を保障する意味でも重要な事項であったが，同時に国家が少数言語に対しておこなう政策としては先進的な実験でもあった。しかし，その一方では国家統合および近代化を進める中国にとって，共通語としての漢語である「普通語」[2)]の普及も決して譲歩しえない

課題である。民族言語政策がほとんど停止した文化大革命期をのぞき，民族言語政策はこれら二つの理念のせめぎあいの場であったといえる。

ほぼ50年経過した現在，民族言語推進派，漢語推進派双方にとって成果は現実には期待されたほどあがっていないことも指摘されている。しかし，この停滞の原因を民族言語派と漢語派の単なる確執とみなすにははるかに複雑な事情がある。本稿では，現在中国の少数民族言語のかかえる問題を，同時に進行しつつある中国内外の社会情況の変化とともに，従来の言語政策の枠組みでは対処しえないあらたな要素が関与しつつあることに着目しつつ考察してみたい。

中国の民族言語政策にかかわる研究，論考は少なくないが，多くは初期の民族政策の基本理念とそれ以降文化大革命終了までの政治動向とのかかわりで推移してきた言語政策，特に文字化政策[3)]が中心であった（王 1982; 岩佐 1983; 傅 1984; 黄 1996）。しかしそれ以降特に近代化とそれへの対応の要請の中で翻弄されている民族言語政策を正面からとりあげたものはあまりない。ただ近年中国における少数民族言語政策をいくつかの民族言語を中心に教育面から詳細にわたり記述した岡本雅享のすぐれた研究（岡本 1999）があり，あらたに二, 三の知見を得たが，そこでのべられている各地での情報は大筋では本論考の考察を確認する意味で貴重な情報である。本稿の研究素材は，主に1980年代以降の中国民族言語および民族言語政策に関する雑誌論文，著書，および筆者の中国青海省における少数民族言語政策調査での知見を中心とし考察したものである。

本論では，まず本題の考察上前提となる中国の民族，言語政策の理念についてその思想的，歴史的背景を簡単に整理し，そこに存在する理論的矛盾と運用上の難しさについてのべる。次に，中華人民共和国成立以来1980年代初期の言語政策の流れを，理念と政治状況と照らし合わせつつ概観する。以上をふまえ，本題に関する部分ではまず現在民族言語がいかなる状況にあるかのべたあと，80年代以降，中国の民族言語政策においてみられる基本的方針と施策上の変化について考察する。また中国民族言語政策において両極をなしてきた漢語優先主義と民族言語重視主義の二つの基本的立場が，古くからの国家的課題である漢語普及・教育政策とより新しい二言語教育（双語教育）政策において伝統的な対立の構図をかかえながら現代的な文脈において幾分流れがかわりつつあることを論じる。最後に中国の少数民族および民族言語政策をとりまく状況において，特に80年代後半以降顕著な事象に焦点をあて，今後の中国民族政策の方向性と課題を探る足がかりとしたい。

2　中国の少数民族言語・言語政策の概要とその背景

2.1　少数民族言語の文字化方針の背景

中国には55もの少数民族が公認されている。中にはチワン族のように人口1500万人をこえる民族が含まれる一方，1万人に満たない民族もある。また，中華人民共和国誕生当時，民族意識的，政治的成熟度からみてほぼ国家に近いレベルにあったチベット族やウイグル族などいくつかをのぞけば，民族としての共族意識すら確認しえない集団が多くあった。実態においてはこのように，極めて多様ではあったが，これらのうちほとんどは，1950年代に中国政府によって当時の民族の定義に基づきはじめて認定をうけることになった国家政策上の民族であったといえる。民族認定に先立つ民族識別の作業は後にふれるように言語・民族調査の資料をもとにおこなわれたものであったことが知られているが，その際の重要な基準の一つが個別の言語の存在の認定であった。

言語の個別性あるいは自立性の認定は，言語規範の差異をその一つの基準とすることさえ複雑な問題をふくむ作業であったが，それら言語は機能，使用状態，文字化の段階においても極めて多様であった。モンゴル語，朝鮮語，チベット語，ウイグル語など，すでに数百年にわたる文語の歴史をもつものがあるのに対し，文字どころか，文語の前提となる標準化はもとより，言語の規範の解明さえおこなわれていない言語もあった[4)]。これら多くの言語に対し，中国は，政権樹立当初から使用の権利を保障するとともに，一様に文字をもち書き言葉として「発展」させることを認めた。そしてこの原則に基づき，文字をもたない多くの民族に対し文字をあてがい，書き言葉の伝統をもたない民族がそれを育てるという大事業にのりだすことになったのである。

文字の伝統のないことばに運用能力のある書きことばを育成するということは，文字の選択から正書法の制定，言語規範の標準化，語彙や文体を開発し言語の機能を高めていくことなど，言語実体への働きかけだけをとっても，決して容易でないことはあらためて説明する必要はないであろう。多くの言語を対象にしようとしたこの試みが，誕生間もない中国にいかに多くの経済的，人的，知的負担を課すことになるか，1920年代，革命直後から同様の政策を実施したソ連の例からも当然予想はできたはずである。このような民族言語の使用と文字化を認める政策に共通するのは，言語が民族にとってもつ意味の重視といえるが，中華人民共和国成立当初から民族政策の基

本事項の一つであり，中国史上画期的な事業を導くことになったこの理念の背景について以下で検討することにする。

2.2　中国言語政策の意味──統合政策と融和政策の狭間で

少数民族は全体で9168万人（1990年），中国の総人口の8％をしめるにすぎない。しかし，少数民族の処遇は新体制成立当初から近代国家を建設してゆくうえでも重要な課題であった。それは中国少数民族研究者の間では周知のことではあるが，近代国家の前提とする領土保全，国民統合という点において少数民族は当初から重大な鍵を握っていたからである。当時少数民族のしめる地域が全土の6割近くをしめ，少数民族のなかにはヨーロッパならアルバニアやラトビアなどの小国に相当する数百万の人口規模を擁した民族が多く含まれていた。これ自体国家統合にとっては潜在的脅威ではあるが，さらに，これら民族のうち多くは辺境に居住し，隣国との国境に跨って分布するいわゆる跨境民族である。そしてそのなかには，モンゴル族やウイグル族のように極めて分離主義的傾向のつよいグループも含まれていた。中華人民共和国はこれら諸民族を新国家体制下に統合し，さらに国民としての意識をつくりだすという大きな課題をかかえていた。

この役割の一端を担うことになったのが，少数民族の言語，文化，宗教，および生活様式を国家理念と抵触せぬ限りにおいて認め，擁護するという，現代風にいえば文化的多元主義の実践であった。ここでは詳細にはたちいらないが，中国が，いくつかの事情から共産党創立以来保持してきた民族自決と連邦構想をすて[5]，民族統合の基盤として民族自治区という限定された自治制度を導入せざるをえなかったことへの代償という意味をもっていたと考えられる[6]。またすでに多民族社会主義国家として存在し，当時極めて良好な関係にあったソ連の民族政策と民族言語政策がモデルとして影響したことも容易に推測しうる。いずれにせよ，民族言語政策はこのような中国民族政策の核心をなすことになった。ところで，すでにソ連が率先して同様の民族言語政策をとっていた背景には当時の民族をめぐるヨーロッパの現実の影響が多分にあったことは無視できない。

19世紀半ばより自決を求める「民族」の台頭により揺り動かされていたヨーロッパの一部では，主要民族に吸収されない集団を統合しておくための手段の一つとして，民族言語を中心とする民族性の保障を重視する思想が芽生えていた。なかでも，ハプスブルク・オーストリアではすでに1867年憲法において多民族国家統括の基本理念として諸民族言語の使用の権利や教育の理念がうたわれていたことは注目に値する[7]。さ

らに20世紀の初頭，民族運動の高揚にともない帝国解体が現実化するなかで，オーストリア社会主義者たちは，国家の枠内で民族自決や民族言語の平等性の保障を社会主義理念と矛盾させない形で実現させるべく模索していたことが知られている。そのなかで特に争点となったのは地域的に分散する民族の扱いであった。そこで社会民主党員であったカール・レンナーやオットー・バウアーによって提案されたのが民族文化自治の理念で，これは民族言語ごとに登録したメンバーが地域をこえて自己の民族文化自治に参画するというものであった。この民族文化自治は，1920年にロシアから独立後，共和国として成立したエストニアにおいて，当時としては画期的な少数民族文化自治法（1925年）として採用されている。一方このような民族の扱いをめぐる論議のなかでソビエト政権が最終的に採択したのは，ウクライナ，グルジア，中央アジアなどの強大な民族に対して，形式的ではあれ，民族自決の原則に基づく分離権をふくめた連邦共和国制度であった。そしてその他の小規模民族に対して採用されることになったのは，限定された民族地域自治制度と民族言語教育を中心とする民族言語への保障政策であった。

ソ連成立から30年近く遅れて誕生した中華人民共和国においても緊迫した多民族状況があった。チベットをのぞけば，南方でこそ明確な分離志向につながる民族への凝集は目立たなかったものの，北方では明らかに自立を探る動きがあった。当時内蒙古や東トルキスタン独立運動などモンゴル人やウイグル人がすでに高次元の民族という概念を形成しつつあったのはたしかで，彼らの分離独立を回避しようとする国家としては大幅な譲歩がせまられていたといえる。しかし，以上のような中国の選択がいわば国家の統合性を維持するという現実的融和政策であったと解釈できるとすると，それは国家理念として掲げられていた階級闘争理論との関係においていかに処理されていたのであろうか。

2.3　民族政策の理念──社会主義国家理念とのかかわり

人類平等と人権を国家理念とする市民社会をめざしたフランスでは市民革命以降，普遍文明とその担い手とみなされたフランス語の下で，民族，民族言語の存在は，近年ヨーロッパ統合の動きのなかで地域言語の擁護がせまられるまで，ことごとく無視されてきたことは周知のことである。同様に，民族をこえた普遍的国家理念として社会主義思想を掲げてきたソ連や中国においても，国家理念にとって民族自決や自治は本質的に落ちつきのわるい概念であった。資本主義社会での民衆の抑圧は階級間の搾取であるとして階級闘争を優先する社会主義理論自体において，民族の扱いに関し

ては決して自明の確固とした理論が導き出されていたわけではないのである。ロシアの場合も，ほとんど革命前夜まで民族自決をめぐる議論が続けられていたことがそれを物語っている。とはいえ，世界社会主義革命より一国社会主義を優先せざるをえなかった当時の段階では，民族や民族言語融合の条件は整っておらず，その間に現実に民族間に存在する民族抑圧，差別，不平等を取り除くことが先決であるという解釈によって，結局のところ民族を重視する政策は正当化されることになった[8)]。この立場は中華人民共和国においても成立直後から現在まで基本的に継承されてきたといえる（胡・陳・杜 1994: 5-6）。

2.4　言語と民族の扱い

公式的な民族の定義にかかわり，社会主義政権樹立以降，スターリンが『マルクス主義と民族問題』（1914年）において用いた有名な言語，地域，経済，心理的特質の共通性を中国が採用してきたのは周知のことである（李 1998: 201）。四つの要素をすべて具有することが民族の条件とされ，言語のみで民族とは認めない方針がとられていた（Mackerras 1994: 140-143）。しかし運用面では必ずしも厳格にこの定義が適用されていたわけではない。民族政策の前提となる民族識別工作において言語による民族の規定は，中国の民族的集団の複雑な分布にそぐわない事例も多く出現し，様々な要素が考慮の対象となっていたのである。国家的事業であった言語の認定工作も同時に進行していた当時，言語学上の差異の大きい複数の同系言語単位が方言であるか，それぞれ独立言語であるかなどの判断には，話者の集団意識を参考にする場合があり，言語識別に民族的基準が援用されることもあった（瞿 1988: 30-32）。全体としてしてみれば，民族識別において言語が集団の第一の指標とされ，民族名は言語名と一致することが多かったが，双方の識別は最終的には人々の意識に頼らざるをえなかった場合も少なくない。

民族と民族言語の関係について伝統的に言語を重視してきたソ連言語学者の見解への反論として1957年に公開された林祝敔の論文（林 1957）は当時の中国言語関係者の見解を代表しているとみられるが，言語が独自に発展する一方，他の三要素も別個に発展する歴史的過程において民族が生まれたにすぎず，場合によっては言語とその他の要素が必ずしも一致するとは限らないとしている。1950年代はじめからの民族言語調査においてソ連学者との共同作業は数年経過していたが，民族言語を民族規定の基準とする当時のソ連言語学とは様々な点で事情の異なる中国は，次第に袂を分かちつつあったとみることができよう。

ところで当時中国において言語と民族の内的なかかわりは，意思の疎通や交際の手段という言語の道具性にもっぱらあるとみなされていたためか，言語と民族意識などとの関連についての言及は極力抑えられていたようである。現在でこそ重視される言語の民族意識形成における原初性や民族にとっての象徴的側面，また思考や感情表現の形成の中心的役割とかかわりの深い民族言語の母語性に関しては，当時，言語論や言語政策論に関して代表的な研究雑誌であった『中国語文』にはほとんどとりあげられていない。かわりに民族言語を擁護し発展させる必要性の理由の一つとして，スターリンの言葉「ソ連各民族は自己の民族言語の基礎のうえにおいてのみ社会主義建設を開始，進行する才能を有し，自己民族のソビエト国家を建設できる」が当時度々引用された（例えば，王 1952: 4）。その背景には方便とはいえ言語道具説を持ち出し国家発展の条件に結びつけることで承認を取りつけようとする意図が明らかに存在したことがうかがえる。

結局中国においてもソ連と同様に，社会主義をいわば階級闘争における過渡的な現象として位置づけ，民族と民族言語も長期に存続することを確認したうえで，逆にこの時期こそ民族圧迫から解放された諸民族がはじめて復興し繁栄する有利な環境をつくりだしたとして（羅 1952: 3），平等主義の立場からすべての民族言語を擁護する必要性の理論的道づけをおこなった。しかし，民族にとっての民族言語は，民族意識や民族文化，民族性，母語性などとの関連においてではなく，もっぱらもっとも便利な伝達の道具と位置づけられるのにとどまったために，階級闘争論の高揚期には，より高度で手っ取り早い漢語推進論に圧倒されることになった。極言すれば，伝達内容の豊かさや伝達効率さえすぐれた言語ならば，民族言語にこだわる根拠はなかったのである。こうして現実の政策と同様に，民族言語理論においても，対立の根は温存され続けてきたといえる。

3　民族言語政策の今日までの経過

3.1　民族言語政策の具体的目的

民族言語の使用と発展を認めるという方針は1949年9月の中国人民政治協商会議共同綱領53条において，「すべての少数民族はいずれもその言語・文字を発展させ，その風俗・習慣と宗教・信仰を保持し，あるいは改革する自由をもつ」としめされ，5年後の憲法では，ほとんどそのままの形で採用されている。また少数民族言語に文字

をあてがうという具体的な施策方針は，1951年中央人民政府政務院の発布した「民族事務に関するいくつかの規定」において「文字をもたない民族が文字を創立し，不完全な文字をもつ民族がそれを充実することを幇助する」としめされ，政務委員会教育委員会にその指導にあたる民族言語文字研究指導委員会が設置されることが決められた（羅1952: 3）。

しかし重要なことは，民族政策には比較的早い時期から漢語普及という大原則も加わることになったという点である。現在も民族言語教育を推進しようとする研究者がしばしば言及するように，中華人民共和国成立に先立ち国家の基本方針として大漢族主義は排され，漢語の強制も否定されていたことは事実である（張 1992: 182）。しかし，漢語の諸民族にとっての共通語化への地ならしとしての標準化や文字改革は早くから進められていた。1950年代はじめには，漢民族のための共通語化という限定を与えられてはいたが，1955年以降，漢語普及が漢語運動に加わると，漢族という当初の普及対象の限定はなくなっていったようである。1957年，傅懋勣は少数民族言語の新語造語にかかわる論文（傅 1957: 33）で漢語がすでに少数民族の間では交際語となっていることをみとめており，また同年発表された漢語のラテン文字表記である拼音方案草案においては，少数民族の漢語学習の利便性を考慮し，民族言語の表記法もそれに従うことが想定されている（「社論 擁護漢語拼音方案草案」1957: 4）。そしてまもなく反右派運動として少数民族の民族派の摘発が始まると，脱民族主義的言語としての漢語学習の必要性は少数民族にとって自明のこととなった。馬学良は上記の草案に賛同する論文でこうのべている。

> 各民族人民が祖国の暖かい大家庭に生活するなか，漢語が各民族の連係の共通工作手段であり，文化発展と社会主義建設を推進する有力な手段であるとすべて認識することになる。これにより各地の民族学校において我々は少数民族が望んで漢語の高揚を学び，みんな漢語を第二の自民族語とみなして熱情をもって学ぶということを認識することになる。（馬 1957: 5）

これは，民族自決を否定し，人口の大部分をしめる漢族を中心に国家統一をおこなおうとしていた，当時大漢族主義の台頭しつつあった中国においては当然ともいえる成りゆきであったといえるであろう。そして文化大革命後，大漢族主義はあらためて否定されることになったが，国家再建にむけての新体制を明確にした1982年の憲法では，「国家は全国に通用する普通語を普及する」ことを正式に表明し，漢語の法的地位が確定された。このような漢語政策との密接な関係において進められることになった民族言語政策は，その根本的な構図において今日も堅持されている。以下，中

国民族言語政策の近年の傾向を明らかにするうえで前提となる言語政策の流れを「言語政策の始まり」,「後退期」,「復活期」の3段階にまとめてのべる。

3.2　民族言語政策の始まり（1950年代始め──1950年代末）

中国における民族言語開発は，上のような基本的な法的保障と指針をとりつけて，1950年以降様々な形で政策が徐々に開始された。ここでは文字化政策を中心に少数民族言語政策の概略をしめすにとどめたい（庄司 1987参照）。1951年に政務院により民族文字政策の具体的指針が決定されるのと前後して，科学院言語研究所が言語調査団を各地に派遣し民族言語の実態調査を実施させた。そしていくつかの初歩的な文字創製・改革の試みも早々におこなわれている。1955年，第一次民族言語文科学討論会が開催され，2，3年内に文字の創製・改革案を提出することが決定されると，そのための全国言語調査が実施されることになった。そして1956年には理論・実践面での訓練をうけた調査員700人が参加する大規模な言語調査が中国各地でおこなわれた。当時の工作にはソ連の学者のかかわりが目立つが，先駆者としてのソ連の知識と経験がいかに影響を与えたか，次の羅常培による論文の引用から読みとれる（羅 1954: 12）。

> ソ連が各少数民族のために文字を創製した経験は，我々の学習の手本である。特にソ連の北方と中央アジアのかなりの民族は，過去の情況が我が国の多くの民族と似たところがあり，ソ連の学者は我々の具体的問題において，豊富な経験を積んでいるばかりでなく，多くの経験を総括し科学的理論に高めている。

言語調査と呼応し，各地で文字案作成に着手するための委員会が設置されている。こうして1958年8月までにチワン，プイ，ミャオ，イ（凉山），トン，ハニ，リス，ワ，リー，ナシの言語それぞれに新文字がつくられ，タイ語，ラフ語，チンポー語については旧文字が改良されたという[9]。これらは中央民族事務委員会が批准した後試行に移され，学校教育や識字工作，出版などに用いられてきた。ただし正式な文字として全面採用されていたわけではない。そのためには，試行上，種々の問題点を解決するとともに，各種教科書，出版物，文法書，辞書が利用できる態勢と教師や翻訳者など十分な人材を有することが要求され，最終的には国務院の承認が必要であった（『中国少数民族文字』1992: 3-4）。

文字をもたない言語に文字をつくる段階で問題となったのは，いかなる文字体系と表記法を与えるかということであった。この議論においては，50年代当初より，規則性，簡素性，および言語自体の特性に加え，上にのべた漢語のラテン文字による表記

法との一致を考慮することが条件とされた。これは，漢語との「双語教育」[10] を容易にすることを念頭においたものであると同時に，特殊な文字により民族言語に過度の象徴性を与えることを懸念した政治的な決断によるものもあったと思われる。この例にみられるように，民族言語の文字化工作においても，常に国家の統合政策との一貫性が優先されてきたことは留意すべきである。同様のことは，民族言語に新造語をつくる際にも漢語をモデルとするか否かで問題になっている。

3.3　後退期（1950年代末──1970年代末）

1950年代半ば，短期間のうちに多くの新文字の試行にまでこぎつけた民族言語政策ではあったが，1957年に始まる反右派，反地域主義的な整風運動のなかで思想的締めつけがみられはじめる。その顕著なものが民族言語における新借用語の扱いの問題で，できるだけ漢語に近づけるという方針がとられている。また，新文字にはラテン文字を用い，漢語表記法拼音に一致させることが決定されたため，キリル文字を採用することにしていたウイグル語，カザフ語，その他構想中の言語もキリル文字案を撤回している。社会主義体制下では民族間の矛盾や障害は止揚され，民族言語は自然に融合されるとする性急な民族言語融合論が高まるなかで民族言語は漢語への同化が当然であり，あらゆる面での漢語との一致，接近が先進的とみなされたためである。その他，個別言語の特殊性をあげ言語の分断を策す，あるいは言語の純粋性を保ち漢語への接近をこばむ企てなどが指摘され，民族言語政策にかかわっていた多くの言語学者が批判の矢面に立たされることになった。この結果，50年代はじめから培われてきた少数民族言語文字化への自由な論議と意欲が，一挙に冷え切ってしまった[11]。

さらに中国全体を階級闘争に巻き込んだ文化大革命中[12] は，民族言語政策自体が無用のものとして否定されるにいたった。教育効率をあげるには民族文字を経ずに直接漢語使用に移るという「直接過渡」が可能であるとする民族文字無用論が支配し，伝統文字をもつ民族さえ大幅に民族文字使用や民族言語による教育が制限された。内蒙古のモンゴル族は解放以来，他地域に先行しほぼ完全な母語教育体制を実施し，各分野においてモンゴル語を用いる人材を育成していたが，文化大革命と同時に，大部分の学校では直接漢語による教育がおこなわれた。そのため，漢語を理解せぬ児童は6，7年たっても本が理解できぬ「学校での『文盲』」という現象さえ生じていたという（舎那木吉拉 1993: 19）。まして試行が始まったばかりの他の民族文字が，その突然の使用中断により大きな打撃を被ることになったのはいうまでもない。

3.4　復活期（1980年代始め──）

ほとんど停止させられていた民族言語政策が復活の兆しをしめしたのは1970年代後半，特に文化大革命期の民族政策の誤りが総括され，将来への基本路線がしめされた中国共産党第11回三中全会以降である。これにより後退期の遅れを取り戻すかの勢いで文字化政策が再開され，また民族言語による教育も実施あるいは試行されてきた。1950年代創製されたのち中断されていた多くの民族文字の試行が開始され，トゥーロン語，ペー語，ヤオ語，土族語，トゥーチャー語などがあらたに文字草案を作成し試行している。これら民族文字は後で詳しくのべるように，あらたに双語教育における教科書などの教材や言語自体の社会的通用度に応じて読み物，雑誌などにおいて次第に試行・採用されつつある。

また，80年代に改定・施行された新憲法（1982年），民族区域自治法（1984年）にうながされるかのように，地域自治条例や単行条例として語文工作条例が各地の自治機関によって制定され，さらに進んだ形で個別民族言語・文字の地位や使用について規定されはじめている。これは，高次の法令における民族言語についての規定が抽象的で運用において実効性がなく，また文化大革命中の民族言語政策の後退期には，民族言語を否定する動きに対してほとんど抑制力がなかったことからの教訓と理解できる。

例えば延辺朝鮮自治州朝鮮語文工作条例（1988年制定）は第1章第4条において「自治州自治機関において職務を執行する際，朝鮮語，漢語が用いられるが，朝鮮語を主とする」として朝鮮語の地位を明確に規定し，第3章において朝鮮語学習について次のようにのべている。

> 自治州自治機関の政治，経済，教育，科学，文化，衛生，体育など，各領域においては朝鮮語の学習と使用を強化する。（崔 1993: 25-26）

同様の形式をもって青海省海西モンゴル族・チベット族自治州モンゴル・チベット語文工作条例（1991年制定）においても，第1章第3条「自治州自治機関において職務を執行する際，区域自治民族の言語文字を主とし，モンゴル，チベット，漢の言語と文字を用いる」，第3章第5条「自治州自治機関の政治，経済，教育，科学，文化，衛生，新聞など，各領域においてはモンゴル族，チベット族の言語と文字の使用と工作を強化する」と規定されている（「青海省海西蒙古族蔵族自治州蒙古族蔵族語文工作条例」1991: 15-16）。この条例制定の理由の一つとして，同州人民代表大会常務委員

副主任拉毛才譲はこう説明している。

> 30数年来わが州の蒙古・チベット語と（それらの）文字は，わが州の民族経済建設と文化建設事業中に十分作用を発揮することがいまだにできないでいる。この原因は多方面にわたっているがそのなかの重要な一因はモンゴル語，チベット語と文字工作が機構管理，学習，使用，研究などの方面において法律効力をもつ成文一つによっても統一認識されていないためである。（「関於＜青海省海西蒙古族蔵族自治州蒙古族蔵族語文工作条例＞的説明」1991: 22）

しかしこのように語文工作条例において公的使用を規定しうるほどの地位を獲得しているのは，モンゴル語，チベット語，ウイグル語，カザク語，朝鮮語など一部の文字伝統のある言語に限られており，現在中国少数民族言語政策はすべての面で順調というわけではない。特に50年代創製され，試行までこぎつけた民族文字の実用化においてはいまだ停滞しているといわざるをえない。以上をふまえたうえで，本論の目的である中国の少数民族言語政策の現状についての考察に入ることにする。

4　民族言語と民族言語政策の現状

4.1　圧迫される民族言語

まず，中国の少数民族居住地域の一部でみられる一般的現象として，漢語の普及とともに民族言語が圧迫されるつつあるという傾向をあげることができる。ただし漢語の普及は政府が方針として意図してきた順調な漢語普及政策の結実と必ずしも断定することはできない。少なくとも建てまえ上，漢語普及政策は少数民族言語の地位を全く脅かすものではないが，現状では一方で少数民族言語の話者の減少や使用領域の縮小をほとんどの場合ともなっている。全体としてみれば，種々の社会的現状にともなって，むしろ話者が多数派語へ同化しつつあるという，現在世界的にみられる少数民族言語の危機的現象と軌を一にしているといえる。

例として，内モンゴル赤峰市のあるモンゴル族，漢族混住区のモンゴル族の漢語化がある（包 1991）。ここでは60年代に多数の漢族の移住があったために，1989年に人口比は1対3に逆転している。族際婚の増加，交際語としての漢語の普及により，家庭での漢語の使用が一般化し，ほぼ完全であった母語能力をもつモンゴル人の人口は，40歳を境にして激減し，6～20歳では全く理解できぬ人々の割合は26％にもおよぶ。これと同時に能力のレベルの低下も指摘されている。この結果，モンゴル人同士

での漢語使用の増加，モンゴル語クラス編成の困難，日常語しかできぬ児童のモンゴル語による学習能力の低下などの問題が生じている。これに対し，40歳以下のモンゴル人はほぼ全員漢語能力をもち，30歳以下では漢語能力は完全といわれる。

以上は，この地域だけの現象ではなく，短期間に漢族との接触の増加した都市や産業拠点近辺での一般的現象であろう[13)]。これまでも一般に社会主義政権成立以前はほとんど漢語の理解されなかった地域で役人や知識人を中心に漢語が普及していることはしばしば指摘されてはきた（馬・戴 1984: 57; 瞿 1988: 32-33）。さらに，最近では，少数民族地域の経済・文化事業の発展，人口の流動化，漢語教育の普及，少数民族の漢語水準の向上により，少数民族の間での漢語の比重が二言語使用状況を経て幅広く増加していると王遠新はのべている（王 2000: 5-7）。近代化を急ぐ中国では，市場経済導入により，都市化，環境の変化，漢族の移住，伝統産業の崩壊など，伝統社会とともに民族言語を維持してきた共同体の解体がますます急速に進行していくのは明らかである。逆に民族言語を擁護する立場からは，その言語環境そのものの破壊としてもっとも危険視される傾向が中国では進んでいることは事実であろう。

4.2　民族言語文字化政策の停滞と合理化への方針転換

少数民族言語において以上のような傾向が進む一方で，80年代後半になると過去の言語政策について全体あるいは個別グループごとに総括と展望をおこなう論文が現われはじめている（傅 1984; 瞿 1988; 道布 1991; 旻 1992; 陳 1992; 莫 1993; 周 1995a; 黄 1996; 敏 1997）。それらにみられる主旨の多くは，少なくとも表面的には，基本的に民族言語擁護と漢語の普及を推進するそれまでの基本路線を支持する立場から，文字化を中心とする少数民族言語政策の進展状況や成果を確認し賛美するというものである。

しかし，建てまえ論から一歩進んだところでは，周（1995a）のように，文字化をふくむ少数民族言語の標準化，機能拡大，さらには公用語化，出版などの面での政策の停滞を指摘する論文も存在する。民族言語政策の根幹をなしていた文字政策では次のようなきびしい現状が指摘されている。

現在，政治，文化，経済，教育において広く用いられている言語で，中華人民共和国成立以前から書き言葉をもっていたのは，朝鮮語，モンゴル語，チベット語，ウイグル語，カザク語などである。しかしあらたに文字を創製・改良した新文字で，現在これらにやや近い状態にまで機能し，また最終的に国務院の批准により正式の文字としての地位を与えられているのは，チワン語（1958年），イ語（1980年）などに限ら

れている（黄 1996: 10）[14]。その他，50年代末に文字草案として中央民族事務委員会により試行の許可がだされたプイ語，ミャオ語，リス語，ハニ語，ラフ語，ナシ語などの大部分の文字は，双語教育あるいは一般大衆に対する「掃盲」教育，さらに一部の雑誌や読み物の出版物において依然として試行段階におかれたままである（陳 1992: 79; 黄 1996: 10）。試行下にある文字の公的使用への認可批准が停滞している最大の理由は，その公的な運用がもたらす膨大な負担とともに，過度な民族意識の刺激が漢語普及に水をさすことへの懸念があると考えられる。文字批准の停滞は，一部でその存在が取りざたされているように，民族認定作業がすでに完成しあらたな民族は認めないとする国家の方針[15]と関連がありえるが（Mackerras 1994: 143），たしかではない。

ところでこのような民族言語文字化政策の停滞に関して，国務院の批准をうながす意見（「互助土族自治県民族教育情況調査」1990: 75）や予算不足，知識や技術の遅れ，さらには関係当事者の無知・無理解を原因としてあげ一層の努力の必要性を訴える意見（孫 1995: 41）がある一方で，逆に現実をふまえたうえでの（民族にその決定は委ねるとしながらも）見込みのない言語の文字化の見直しをすすめるものがある（喩 1994: 5-7）。注目されるのは後者の立場で，次にのべるような80年代後半から全国規模で実施されてきた「中国少数民族言語使用状況と文字問題調査」の動きと深い関連をもっていると思える。

これはほとんどの民族言語について，その一般的使用状況，各民族地域における言語使用状況，および各民族言語の文字化の状況など，3課題を中国社会科学院が中心となって数年間で網羅的に調査したものであったが（趙 1990），そこには政府の強い意図が働いていたと推測できる[16]。これらの調査報告は，それまでの言語政策の成果を評価しながらも，いわば民族言語の文字化を大前提に推進してきた方針を，今後は個別言語ごとに状況に応じて見直そうという立場から，将来の言語計画策定のための判断資料となるものであった。すなわち民族言語政策の継続の如何を客観的な評価基準を設けて決定しようとするもので，従来のような，すべての民族言語に一律に文字化の機会を与え，そのために種々の施策を実行していく路線の再考をめざす政府の姿勢が読みとれる。

その一つは中国が堅持してきたすべての民族言語は平等であるという建てまえの放棄ともとれる表明である。これは，1991年12月全国民族語文工作会議において国家民族事務委員会副主任伍精華がおこなった報告「民族団結の進歩と社会主義現代化の服務のために民族語文工作をさらに一歩進める」にみられる（周 1995f: 148）[17]。

> 我々は言語の平等と民族の平等の関係を正確に認識しなければならない。（略）さらに我々がみなければならないのは，各民族言語や文字がそれぞれの異なる範囲においてのみその作用を発揮できるということ，そして各民族の言語や文字は歴史的原因や現実の各種の社会要因や制約をうけ，使用上その存在する範囲の広さ，階層の高低，効能の大小において客観的な差異が存在し，またそれは正常であるということである。我々はこの現象を客観的に認識し，このような差異を不平等な表現であると理解したり，「差別」とみなしてはいけない。

またあらたに考案された少数民族言語の文字について蘇金智（蘇 1993: 72）はこうのべている。

> 我々が認めるように，少数民族文字の作用を発揮させることを無視するのは正しいことではない。しかしもし（漢字との）二文字政策をおこなう際，漢字と新創製文字の社会効能や声望上の格差を無視するならきっとばかをみることになる。（中略）条件の備わった地域で少数民族がみずから漢語を学び使いたいと願うならば，言語文字工作の関係者は，積極的にかれらをたすける必要がある。

さらに，1991年，国務院より国家民族事務委員会に向け，それまでの民族文字政策の総括をうながす指示「少数民族言語文字をさらに一歩進めることに関する報告」（『国家語言文字政策法規彙編（1949-1995）』1996: 32-38）が提出されたが,民族言語政策関係者の間では大きな影響を与えることになった（黄 1996: 10; 敏 1997）。これは，国家としても上でのべたような成果のあがらない民族言語政策の現状に満足しているわけではないという見解を公表したものではあるが，むしろ後にのべるように，近代化を急ぐ中国にとって少なからず負担となっている民族言語政策を，いずれの立場にしろ，言語ごとに慎重に検討のうえ効率的におこなうという政府の強い意向とも大きく関与しているとみられ，少なくとも民族言語関係者の間ではこの指示は極めて重く受けとめられてきた。

中国ポスト文化大革命の民族言語政策の流れを追うなかで岡本は中国少数民族言語関係者の間で「32号文書」としてよばれているこの報告書について詳細にわたり紹介し，「32号文書」が彼らに非常に強く影響を与えたとのべている（岡本 1999: 135-137）。岡本は，この報告書が少数民族文字の使用と推進事業についてあげた具体的で詳細な指針に関して，特に南部の少数民族言語関係者がこれにより民族文字推進事業を促進した点に注目し，報告書策定において少数民族言語関係者の働きかけがあったのではないかと推察する。しかし，この指針の意図が民族文字事業の推進にあったというより，むしろ個々の言語に関して，文字政策の廃止もふくめた見直しと合理化をうながそうとした点（分類指導）にあったのは明らかである。それまで幾度

となくいわれてきた民族文字の規範化や標準化の促進，完全化の重要性を指摘する部分より，民族言語政策にかかわる指針のなかでおそらくはじめて言及された文字化の廃止をふくめた見直しの奨励に注目すべきであろう[18]。中国少数民族言語政策関係者が指針のなかの条文を頻繁に引用するのは，事業にかかわる有利な条文を率先してとりこむことでみずからの立場を有利にしようとする意思のあらわれとみた方がよいであろう。それほどこの指針は民族言語政策において，中央政府の方針に従うか否かの踏み絵的関門となりうる性格を備えていると解釈できるのである。

また，この報告のなかで民族区域自治法に依拠させつつあらためて確認されていることがある。少数民族が多数をしめる学校においては，民族言語教育とならんで，漢語文課程を増設し，漢文をとりこんだ「双語教育」を実行することで全国に通用する普通語を普及させることが当然であるという点である（『国家語言文字政策法規彙編（1949-1995）』1996: 37-38）。

1984年発布された民族区域自治法において，「小学校高学年，あるいは中学校では漢語課程を設け，全国に通用する普通語の普及をおこなわなければない。」という条項（37条）があるが，「報告」においては「適当な学年において漢語の課程を増設し，双語教学を実施して全国に通用する普通語を普及させる」として，漢語の必要性は明らかに強調されている。いずれにせよこの背後には，漢語を事実上の「国語」[19]として全国に普及させることが究極の目的として据えられていると推察される。中国の少数民族言語政策は常にこのような漢語普及政策との理論的，施策的面での深いかかわりのうえにおこなわれてきた。そしてその関係はますます深刻化しつつある。ここで漢語教育が少数民族にとっていかなる意味をもってきたのか，そして民族言語教育は漢語教育とのいかなる関係において実現されてきたのか，以下の2章において考察することにする。

5　漢語依存と漢語教育をめぐる対立と矛盾

5.1　国家課題としての漢語普及政策

マッケラス（Mackerras）は，中国の少数民族教育について，たとえそれが少数民族言語に対してはるかに穏健な政策をとってきたにしろ，その根本においては国民党時代と同様に国家統合を目的としたものであり，その効率においては後者よりはるかに卓越したものであったことを指摘している（Mackerras 1995: 210-211）。たしかに国

家統合という点では，漢語普及，漢語教育は少数民族言語の文字化政策とならび中華人民共和国成立後間もなく言語政策の潜在的で重要な課題となった。初期の少数民族言語政策においては基本的に一貫した少数民族言語教育を優先目標として掲げていたソ連と異なり（庄司 1995: 149-152），中華人民共和国では，大漢族主義が当初否定されたとはいえ，漢語の共通語としての存在意義およびそのための教育の必要性が正面から否定されたことはない。

1938年，毛沢東が「（少数民族に）漢文漢語の学習を強いてはいけないだけではなく，彼らが自己の言語文字を用いて文化教育を発展させるのを援助しなければならない」とのべ（李・席 1984: 14），建国初期においては漢語を「国語」としないことが明言されたのが事実ではあれ（張 1992: 223），実質的には漢語が国家の共通語としての機能を充足するため，当初からその発音，表記法の標準化の努力がおこなわれてきたことは周知のことである。中国において普通語としての漢語の普及政策が本格的に着手されたのは，1956年に周恩来により国務院の方針決定として通達された「普通語普及に関する指示」（『国家語言文字政策法規彙編（1949-1995）』1996: 11-15）からであるが，実際には，すでに1955年10月に全国文字改革会議が文字改革や漢語規範化のならぶ漢語政策の一つとして普通語普及の方針を打ち出している（「社論 反右傾，鼓干勁，以実際行動来迎接偉大的国慶十周年」1959）。

ただし，1956年の「普通語普及に関する指示」において明言はされていないが，当初普及の対象とされていたのは主に中国国民の大多数をしめる漢族であった。漢族が共通語としての普通語を必要とする根拠は，漢語が多くの方言に分裂し口頭での意志疎通が困難であるため，また語法の不統一のため文書語が混乱しているためとされている。そこでまず同年秋から「少数民族地区以外」の小中学校において普通語教育を開始することが表明されている。以下12にわたる指示項目には少数民族に対する普及は特記されてはおらず，これは当時並行して進められていた民族言語の文字化政策を意識してのものであったと推測される。しかし少数民族への漢語普及が否定されていたわけでもない。一方では，漢語の偉大性，少数民族にとっての効用などについての論述（例えば，賽 1984: 171-172）は継続していたし，先にみたように1957年以降の反右派論争から文化大革命の集結までのように，一挙に極端な漢語優先主義に走る危険性はあったといえる。ほとんどの少数民族言語政策はこの間，漢語普及政策によって排除されていた。

かつて1950年代後半に少数民族言語の漢語への融合を提唱して始められ，少数民族言語政策に打撃を与えることになった少数民族への漢語の強要は，1980年以降文化

大革命の反省を通じおさまったかにみえるが，消滅したわけではない。現在にいたってもなお民族言語による識字教育の必要性を認めず漢語による教育を強行しようとする傾向は地方においては依然みられるという（孫 1995: 40）。そして今日，民族言語が教育において試行されている場合もあるが，中華人民共和国成立以前からの文字伝統をもついくつかの有力言語をのぞき，現実の社会生活ではほとんどのケースで漢語に頼らざるをえない情況は全体としてむしろ強まっているという見方さえある（White 1992）。

先に民族区域自治法（1984年）や「少数民族言語文字をさらに一歩進めることに関する報告」（1991年）において普通語普及方針が国家の意志として存存するをみたが，すでにそれらの根拠ともいえる現憲法（1982年）では総綱14条において「国家は全国において通用する普通語の拡大を推進する」と規定されている。事実，文化大革命からほぼ20年後の1986年，全国語言工作会議は，普通語普及が新時代をむかえる中国言語政策にとっての大きな課題としてあらためて確認し[20]，その指針にしたがって数々の事業を展開してきたのである。

このように強化されつつある漢語普及政策は少数民族にとっていかなる意味をもつのであろうか。次に少数民族民族および国家の立場から相反する見方を概観することにする。

5.2　民族言語にとって脅威としての漢語普及

まず，現在の漢語の普及政策を少数民族言語にとっての危機とみなし，少数民族言語政策の目的実現への懸念をいだく人びとが存在することは当然予想される。少数民族地域への漢語進出が民族言語の後退をともないがちであることは先にのべた。さらに意図的，計画的な漢語の普及政策が，将来，民族言語を使用領域や機能において縮小させ，同化あるいは消滅へ導くという，他国でも一般的な傾向への危惧が民族言語関係者の間で潜在的に広く存在する可能性はある。例えば喩世長は，民族言語政策を堅持したうえでの漢語普及を支持する論考（喩 1994: 2）のなかで，中国が現在推進している漢語普及に対し，「民族言語の消滅」，「言語の同化」と危惧するする人びとが存在することを示唆している。しかし漢語の積極的な普及政策そのものを正面から否定することは不可能であるのはいうまでもない。このような意見はむしろ，民族言語政策が漢語普及政策にくらべ軽視され，おろそかにされていることへの不満にあらわれているとみなすこともできる。

現実に，文字伝統をもつ朝鮮，モンゴル，チベット，ウイグルなどの民族以外で

は，大多数の少数民族居住地域において依然として民族言語が日常もっぱら用いられているにもかかわらず，教育をはじめ，行政，広報などで，民族言語の使用は制限され，一般に漢語のみが用いられているという現状がある。それらの地域では住民の大部分，特に就学前の子どもや女性が民族語しかできないケースも珍しくない。

旻俣によれば，1990年代はじめになっても少数民族居住区の80％の地域において約60％の人々は漢語が解せず，不自由を強いられている状態であった（旻 1992: 57）。民族言語の公的使用の遅れは後にふれる文字政策の停滞とも大きく関連しているが，現実に民族言語が用いられないことから直接深刻な問題が生じているという。なかでも行政や文化サービス面で漢語の不自由な少数民族が事実上疎外されることのほかに，特に漢語による教育の効果が非常に低いことが指摘されている。民族言語教師や教材の不足，あるいは教育関係者の民族語についての無知や偏見，さらには漢語偏重主義などにより，漢語の理解できぬ子弟に直接漢語による教育をおこなう場合が多く存在している。その結果，少数民族児童の教育効果は相変わらず，落第する者が増え，さらには修学率の低迷をまねき，少数民族の政治的，文化的啓蒙の立ち後れや近代化への障害の要因となっているというのである。

同様のケースは青海省黄南蔵族自治州同仁県でおこなわれた民族教育の調査報告書でも明からにされている（「同仁県民族教育調査報告」1990: 14）。ここでは，住民の大部分がチベット語話者であるにもかかわらず，教育や行政において漢語が用いられているため，ほとんどがこれらから取り残され，憲法や民族区域自治法で保障した民族の権利との間に大きなずれの存在することを指摘し，改善の必要性がしめされている。

5.3　民族教育の効率化と国家への編入手段としての漢語普及

しかし，以上のような少数民族の立ち後れの原因を，逆に共通語としての役割を期待されている漢語が少数民族の間に十分に普及されておらず，漢語教育の成果があがっていないことにみようとする人々もいる。つまり漢語の本来の使命である共通語としての機能を充実させようとする立場からは，より効果的で広範な漢語教育をおこなう要求が提示されているのである。

漢語の普及率が依然相当低いレベルに止まっているいることは先にのべたが，「文盲」率の高さはさらに深刻である。中国の民族地域における成人の「文盲」・半「文盲」率は非公式には40～50％，地域によっては70～80％に達するとされる（胡・陳・杜 1994: 52）。当然，「文盲」からくる教育水準の低さは技術や経済，生活水準に

おける少数民族地区と他地域との格差をますます拡大するとみられている。したがって，特に民族言語の文字化や社会的機能の未発達な辺境の少数民族地域において，少数民族が貧困や古い因習，無知に縛られた生活から一刻も早く脱却するには，もはや手っ取り早い漢語教育によってより進んだ知識や情報を吸収するしかないとする見方もでてきてある程度当然であろう。

これは，東南アジアをはじめ近代国家建設を急ぐ国々が多数派語の普及を言語政策の最優先課題とすることと共通している。国民を貧困から解放することが先決の国家にとっては，多言語は文化的資産どころか国家統一の障害でしかないという見方さえ存在しうるのである（Lasinbang et al. 1992: 335）。重要なことであるが，このように漢語による民族教育を推進しようとする立場は国家の近代化や合理化をめざす立場に限られているわけではない。少数民族の教育・文化事業を発展させ，進歩と発展を加速させるには，直接漢語による教育はやむをえないという考えが民族幹部のなかにさえ存在しているのである（張 1992: 89-92）。これは一方で少数民族言語教育が常に少数民族自身によって要求され，支持されるものではないことを意味しており，少数民族政策の難しさを物語っているといえる。

少数民族への漢語普及のさらに重要な課題は，漢語を通じて少数民族を国家に実質的に編入させることにある。彼らに国家への帰属意識を植えつけ，国家体制へ効率よく導き参与させるうえで，共通語としての漢語を普及させることが重要課題であることは疑いない。しかし漢語推進派にとって深刻な問題は，チベット族やウイグル族のように伝統文字をもち，自立性の強い民族における漢語習得率の低さである。例えば，新疆ウイグル自治区ではウイグル語は話し言葉・書き言葉とも私的な人間関係においてはもとより，政治，文化，教育，経済活動において広く用いられてきた。学校教育においては大学のレベルまでウイグル語でおこなわれている。このように原則としてウイグル語能力だけである程度の自足的な社会的，文化的生活が可能なため，ウイグル人の間では漢語能力が極端に低い（周 1995b: 22）。

しかし一方では，これがウイグル人の中央行政への参画の可能性と意欲を阻むと同時に，より強い地域主義，分離主義を助長することになっているのも間違いない。したがって，新疆における漢語の普及は国家統合にとっては緊急性の高い課題ということができる。普及の手法や予算が解決するものではないのは明らかである。が，漢語教育の効果の低さは逆に民族指導者や民衆の中央政権への反発のあらわれでもありえるからである。よく似たケースはかつてソ連においてエストニアやグルジアなど文字伝統の豊かな民族の間でもみられ，ソ連解体の一端を担ったことは記憶に新しい。こ

れらの民族において漢語教育を一方的に強化することは，経済的，技術的問題以上に，教育にとって深刻な民族主義をかえって刺激する場合もある。他の少数民族言語にくらべ，ウイグル語が言語教育や社会的機能，使用領域において有利な条件におかれていることは先にのべたが，現に漢族の流入や漢語普及政策にともなう漢語の地位の上昇はウイグル人の間では一層自民族語への危機感を募らせている。

以上のような少数民族への漢語普及の停滞に対し，漢語推進派は少数民族の危惧を排除しつつ巧妙で効果的な方策をせまられている。先にのべたように1986年に全国語言工作会議において中国言語政策の課題として普通語普及の重要性とそのための方策の必要性を指摘したのに引き続き，さらに後ふれる2001年に施行された「中華人民共和国国家通用言語文字法」は漢語に対し使用においても「国家通用語」，つまり国語としての地位を確立しようとしたものであった。以上から，少数民族言語を擁護しようとする立場と漢語を普及しようとする立場が以前にもまして鮮明にあらわれはじめているといえる。

6　双語教育政策と少数民族言語

6.1　漢語教育とのかかわり

漢語普及という国家的使命を堅持しつつ民族言語を尊重するという方針は教育においてはどのように実現されてきたのであろうか。中華人民共和国成立後，民族言語を少数民族の教育に導入するという方針は，すでに1951年に開催された全国民族教育工作会議において，モンゴル語，カザフ語，朝鮮語などを民族学校で漢語とともに用いるという決定にみられる（村田 1996: 42）。しかし，民族言語教育は，先にのべたように，すべての少数民族において同様に実現されてきたわけではない。これは，経費や技術，人材の不足，民族生徒の数，集住度など，様々な運用上の問題とともに，中国が民族言語教育の指針として掲げてきた，いわゆる「双語教育」がかかえる理論的矛盾に起因するところも多いと思われる。

「双語教育」は80年代に入り，中国の民族言語教育政策とのかかわりから教育行政担当者，教師から中央の民族言語教育理論家，さらに政策決定者の間で盛んに用いられてきた概念である。中国少数民族双語教学研究会編になる『中国少数民族双語研究論集』巻末の年表によれば，同研究会の前々身である全国民族院校漢語教学研究会は1979年に発足した[21)]。その名称からも推察できるが，目的は全国の少数民族教育をお

こなう各種教育施設において，現代漢語教育の経験と成果を共有し，問題を討議することにあった（『中国少数民族双語研究論集』1990: 310-312）。このように民族言語教育重視という立場から出発したかにみえる双語教育も，実際には漢語教育の枠内から始まっていたことは注目すべきであろう。この全中国少数民族双語教学研究会において，民族言語教育の視点が取り入れられたのは，1981年8月末フフホトで開催された第3回大会においてであった（『中国少数民族双語研究論集』1990: 314）。そこで中国言語学界の権威であり，同研究会理事でもあった馬学良の提示した「“双語”問題の研究を重視しなければならない」他の発表は，その後の民族言語教育を推進するうえで大きな影響をもつものであったといえる。

実際80年代はじめから，この理念のもと各地で様々な形で民族言語教育が試行されてきており，言語政策・研究論集などでその結果が後の施策決定のための報告として遂次発表されてきた。以来民族言語教育は中国では個別政策によってではなく「双語教育」という枠組みのなかで遂行する方針が確立されたといえる。上の報告の内容に関しては後にふれることになるが，多くは初期教育における民族言語教育の効果を立証する性格のものである。しかし一方ではまた，「双語教育」自体は極めて曖昧な概念のまま用いられており，それゆえに様々な目標に力点をおいた言語政策が双語教育の名の下におこなわれてきたことも事実である。

いずれにせよ，双語教育はほとんどが漢族ではなく少数民族を対象としておこなわれるものであり，民族言語教育の重要性を主張する文脈でも，双語教育は漢語教育にとっても有利なものであるという部分を無視して語られることはない。その際の漢語教育が解釈によってはより重視されているとみなしうる場合もある。

例えばチベット人，ウイグル人など，確固とした民族語文字の伝統をもつ民族の場合，双語教育は中国中央の先進文化や技術吸収のため，さらに個人においては政治，経済，学問的活動をより高度なものとし，中央に近づけるための漢語学習の必要性が強調されることになる（存理 1987: 48）。一方，青海省土族の場合，1980年代はじめから開発されたばかりのラテン文字表記法による土族語教育が一部で試行されてきたが，本来民族教育の手段として始まったものであるにもかかわらず，後の漢語による教育への橋渡し，あるいは漢語学習における音声表記法拼音習得の容易さなどが，たとえ形式的にせよのべられる事実がある[22)]。

6.2　温存される双語教育の二義性

問題は「双語教育」の概念が，民族言語処遇において二つの相反する立場でそれぞ

れの主張を解釈次第で容認しうる性格をもつことにある。それは一言でいうと，一方は少数民族にとっての民族言語の存続を重視し擁護しようとする立場で，他方は国家統合と近代化のための漢語普及を最優先課題とみなす立場ということになり，民族言語の文字化と漢語普及に対してみられたのと同様の意見の相違が，民族言語教育においても温存されてきたということになる。これは現憲法や民族区域自治法などにみられるように，二つの立場は民族言語政策をささえる柱として文字のうえでは矛盾のないかのごとく統合されていることにもあらわれている[23]。憲法においては，各民族は自己の言語・文字を使用し発展させる自由をもつとしたあと，「国家は全国に通用する普通語を普及させる」と規定している。またくり返すことになるが，民族区域自治法37条では，次のようにさだめられている（胡・陳・杜 1994: 237）。

> 少数民族学生を主として募集している学校は条件が整えば少数民族文語を用いた教科書を採用し，少数民族言語を用いて授業をおこなわなければならない。小学校高学年あるいは中学校では漢語課程を設け，全国に通用する普通語の普及をおこなわなければない。

これは先にのべた1991年の「少数民族言語文字をさらに一歩進めることに関する報告」では民族言語工作の方針と任務の一つとして大筋においてくり返されているが，「双語教育」という概念が導入されたことで，漢語教育へのより現実的な道が拓かれたといえよう。ところで，少数民族教育における現実的運用の指針として双語教育という曖昧な概念が矛盾をかかえたまま採用されたという背景には，10年あまりの文化大革命時代を通じ荒廃した民族関係と経済をたてなおし，近代化への条件を整備するうえで，あらたに両者の対立をもちこみ顕在化させることは許されないとの判断があったためであろうと思われる。

しかし，世界的にはその目的と形態において極めて不明瞭で不安定なものとして認識されている二言語教育という概念[24]は，結局中国の例においてもその曖昧性を露呈することになった。中国で双語教育とよばれる現行の制度には，実に様々なタイプが含まれる。多くの分類法が存在するが，周耀文は双語教育のシステムを7タイプに比較的要領よく分類をおこなっている（周 1995d: 122-123）。要約するとほぼ次のようになっている[25]。

（1）小学から高級中学（修了時18才）まで民族言語を用いた授業をおこなう。漢語は3年時から高級中学卒業まで科目として学習する。大学などでは社会科学課程は民族言語で講義をおこなう。

（2）小学から初級中学（修了時15才）まで民族言語を中心として学び，漢語は小学2～3年時に導入，中学卒業まで科目として学ぶ。高級中学で一部民族言語，一部漢語による授業に移行する。大学では民族文学と歴史以外は漢語を用いる。

（3）小学は一部の都市をのぞき民族言語のみを用いて授業をおこなう。初級中学では民族言語，歴史地理などは民族言語教科書，数理科学は漢語民族言語対照教科書を用いる。高級中学，大学レベルでは民族言語科目などをのぞき漢語を用いる。

（4）小学1，2年時はすべて民族言語で教育する。3年時に漢語学習が始まり，3～4年時では民族言語漢語対照教科書を用いた双方の言語による授業がおこなわれる。5，6年時，初級中学1年時では週3時間以外は全国統一教材を用いた漢語授業となる。

（5）小学1年時は民族言語を主として用いた授業をおこない，2時間の漢語会話を加える。民族言語は科目として卒業まで教えるが，時間数は漸次減らす。1年時の算数教科書は民族言語に翻訳したものをもちいるが，他は漢語による。中学では民族言語は学ばない。

（6）小学就学前班において半年から1年間民族言語による指導をうけ，小学1年時から漢語を学び全国共通の教材を用いる。民族言語による発音，意味の注釈のついた補助教科書を用いる。

（7）小学の中学年時か高学年時に週2～4時間民族言語を学び，文字を綴ることを習得する。あるいは「文盲」掃討様式で2，3カ月間の集中学習をおこなう。

以上のタイプの選択は，民族言語の文字伝統が古くから確立しているか，さらに民族言語の保持率や社会的機能，また民族人口が比較的集中しているかなどの条件により左右される。

注目すべき点は，中等教育まで民族言語でおこなうタイプ1と2をのぞき，民族言語を用いた，あるいは学習科目とするタイプはあきらかに究極的に漢語を授業媒介語とする教育へ移行する手段とみなすこともできる。すなわち中国における双語教育が策定された当初の枠内におかれたままである。周耀文が的確に指摘しているように，その内容によっては，双語教育とはいっても民族言語習得にはほとんど効果を満たさないものもふくまれている（周 1995c: 166-170）。双語教育という名称においては形だけの基本路線を維持しながら，二つの立場の異なる思惑に起因する自由な解釈を許

してきたのである。

したがって，現状の不十分さへの両者からの不満はいわば当然のものであった。雲南のペー語など少数民族言語の言語政策にかかわってきた張貢新は，現在，双語教育の名で実施されている民族言語教育すなわち双語教育が，実際には漢語教育を目的としておこなわれる危険性を指摘し，「1950年代以来批判されてきた（民族言語を軽視する）「民族言語杖論」が双語教育の衣をまとって少数民族教育改革に氾濫し害をもたらしている」と厳しく批判している（張 1992: 178-179）。

以上のような批判をふまえ，民族言語を擁護する立場から張貢新は，中国における双語教育とは民族言語と同時に漢語を教育することであると確認したうえで，科学的双語教育の在り方としては，単に二言語をならんで教えるというのではなく，第一言語と第二言語の従属関係は教育においても厳密に区別されるべきと主張する（張 1992: 174-177）。すなわち中国の少数民族においては理念として主たる言語は「民族の母語」（張 1992: 174），従は漢語であるべきで，実際の教育においては民族言語が先に用いられ，その基礎上に漢語が教えられることになる。張がこのような母語を重視する双語教育の必要性を科学的根拠から主張しようとするなかで注目されるのは，次章第2節にのべるような，主に二言語教育や母語教育の重要性にかかわる国際的な定説となっている諸説の援用である。

7　民族言語をとりまくあらたな状況

すでにみたとおり文化大革命後の民族政策見直しにより，1980年代はじめから少数民族言語政策はかつての路線が復活した。現在では，中国の民族言語発展の保障，共通語としての漢語の普及という民族言語政策の二原則が堅持され，両者間のいわば健全な両立の構図と均衡が維持されているようではある。しかし，これら80年代に入ってからの民族言語政策は，中華人民共和国誕生直後の民族言語政策の単なる復活ではない。1958年の大躍進期前後にみられた民族言語緩和政策とそれへの反動あるいは引き締めというようなイデオロギー上の二大路線の単純な対立としては説明しがたい複雑な情況を呈しつつある。それは，80年代末以降あらわれはじめた言語政策を総括する諸論文においてもくり返し確認されているように，政策の理念自体の変化というより，むしろ少数民族言語や民族と国家の関係をとりまく社会情況が大きく異なっていることに起因しているといえる。それらの論文の分析を通じて特に重要であると思える現象をいくつかみることにする。

7.1　近代化にともなう諸現象

まず，最初に中国の近代化にともなう諸現象をあげなければならない。これについては，すでに漢語の普及が中国の社会変化に付随して進行してきたとのべた。ここでつけ加えたいのは，逆に今までの中国では近代化の遅れが少数民族言語を一面では保護してきたのも事実であるということである。上にもみたように，漢族との接触にともない漢語が少数民族地域に浸透しつつある一方で，現在も多くの民族地域では依然として民族言語が維持され，漢語を全く理解しない人々も多く存在していることが報告されている（敏 1997: 4）。しかし，これらの多くは，中国の民族言語保護政策によるものではなく，単に産業の立ち後れ，漢族と接触の少なさ，情報・交通機関の不備，伝統的な社会や居住環境の存続などにより，西欧諸国で進行していた多数派語への同化諸現象が緩慢であったことが原因であるとの解釈も可能である。しかし今後は中国の辺境地域にも，近代化にともなう都市化，情報・交通事情の改善，消費経済が遅かれ早かれ拡大することはたしかである。漢語教育はもとより，商品やテレビの普及によって家庭に浸透する漢語，増加する漢族との接触を通じ今後ますます現実性を帯びてくる漢語化は，民族言語維持という見地からは重大な脅威となるであろう。

孫竹は，このように近代化と開放政策が急激に進展する一方，民族的特徴の保全に配慮を怠る近年の社会的傾向のなかで，中国南方の少数民族言語政策は民族言語の文字化と実用化が進まず，停滞現象におちいったと指摘している（孫 1995: 36-41）。この停滞する少数民族言語政策は，立場をかえて中国政府にとっても，近代化をさらに推進しようとするうえでの障害となっている。先にみたとおり1991年に国務院が民族事務委員会に出した指示は，民族言語文字化政策の停滞を除去し，現実に即した合理化を意図したものであった。それまでの民族言語政策の合理化を中心とする見直しの決意はすでに1990年代初頭から民族言語関係者の間で，しばしば最高決定機関内部での合意済み案件として言及されてきたいわゆる三不主義[26)]にもあらわれているといえる。

ここで，少数民族の漢語化と民族語政策に重要な影響を与えうるものとして，中国政府が2000年10月に採択し，翌2001年1月1日に施行した「中華人民共和国国家通用言語文字法」についてのべておきたい。そこでは普通語の国家公用語としての法的地位と普通語普及政策の法的根拠が明確にしめされた（彭 2001: 72）点に注目すべきである。これは中国にとって最重大課題である国家統一と近代化の条件とみなす普通語と規範漢字の普及，あえていえば普通語である漢語の実質的な国語化政策の意志表示

ともみられるもので，1996年の全国語言工作会議での発議に基づくものである[27)]。すでに現憲法において普通語普及の方針は明記されてはいるが，この法律では国家機関，基本教育，放送，公共服務における基本的言語としての普通語の地位を明確に規定し，その事業への貢献者を奨励する一方，改善策を講じたり，罰則規定を設けるなど，事実上の国家語としての権威を確立しようとする姿勢をしめした点ではるかに踏み込んだものであるといえる。「通用言語法」制定の目的としては，公的使用においていまだに規範化の滞っている漢語を普通語に統一し，氾濫する外国語使用を制限することにあり，少数民族語の使用は憲法や民族区域自治法の規定に基づくとしており，少数民族語をターゲットにするものではないという姿勢をとってはいる。しかし，少数民族地域における両者の関係には言及しておらず，条文の解釈次第では漢語優先派に明らかに有利に働きうるものである。

7.2　国際的言語理論の援用

民族言語をとりまく情況として次にあげるのは，中国少数民族言語政策関係者の国際的な少数言語運動や言語擁護・言語教育理論への関心の高揚である。これは学者を中心とした少数民族言語政策関係者，特に民族言語教育を推進しようとする人びとの論説や主張に用いられる理論あるいはレトリックから容易に読みとることができる。

その端的な例は，80年代より雲南，貴州，広西，四川などで盛んに始められている双語教育の推進派においてみることができる。それまで，民族言語を用いた教育はモンゴル，チベット，朝鮮，ウイグル，カザクなど豊かな文字伝統をもつ民族に限られていた。ところが，80年代に入り，試行という形ではあるが，中国南部の少数民族においても民族言語が教育に採用されはじめた。双語教育政策によってである。その背景には，民族言語，漢語推進派双方のもくろみがあったことは先にのべたが，その理由はすでにふれたように民族言語と漢語両言語教育の現実における不徹底さに対する焦燥から，双方とも目標とする言語の教育を教育課程に組み込むことで最低限の教育の確保をめざそうとしたと推測される。伝統文字をもつ民族と異なり，公的文字として公認された文字をもたない中国南部の諸族にとっては，双語教育の枠内であれ初等教育において民族言語教育の機会を確保するのは大きな前進であったといえる。

このような双語教育推進志向において注目されるのは，民族言語政策にかかわる者の自己の言語に対する意識，執着心を理論により正当化しはじめた点である。これまで，どちらかというと国家の政策によって与えられた文字を受け取る側にとどまっていたのにくらべ，かれらの積極的な参画は一種の言語運動ともみなしうるもので，そ

れが国際的な言語運動や理論に積極的な関心をもちはじめたのである。これは，少数民族言語教育の必要性を訴える主張のなかでは，特に母語権の正当性や母語教育の妥当性についての国際的な言語・人権理論や各国の二言語教育運動で用いられるレトリックを頻用する傾向にあらわれている。

その一つは，民族教育において母語である民族言語は初等教育のもっとも有効な工具であるという中国において伝統的な言説で，世界の教育学においてももっとも一般的な定説としてしばしば用いられてきた（周 1995b: 19）。

> 民族語文は民族児童がもっとも直接に教育をうけることのできる媒介言語で，啓蒙教育の鍵でもある。児童の知力を開発し，思惟能力を育てる利器であるとともに初等教育普及のもっとも早くもっとも有効な工具である。これは世界の教育学者の公認するところである。

これらはいわゆる母語による教育を観念的に支持する立場に依拠するもので，中国ではスターリンの言語理論がもっぱら用いられてきたが，最近活用されはじめたのが，次のユネスコ報告である。これは，初等教育における母語教育の妥当性について1981年にユネスコがパリで民族言語教育者会議においておこなったとされる声明に言及するもので，中国では少数民族言語による教育要請の論拠として一つの常套手段となっている[28)]。特にユネスコ報告のうち重視されるのは，母語は最良の教育手段で，文化を継承し，大衆参加への最大の動力となり，「文盲」と無知をのぞき貧困と戦うための最大の武器となるという部分である（厳 1990; 劉 1993: 76; 周 1995c: 163）[29)]。「文盲」と無知の除去は，元来中国が教育によってめざす目標そのものと一致するわけで，これに関する限り民族言語教育は中国の国家的方針と矛盾するところがないことになり，論拠としては強力である。

以上が母語教育をその効能に重点をおき要求するものであるのに対し，第二の論拠としての理論は，母語権に言及し，人類に平等に備わった普遍的権利として主張するものである。これは，母語が人類にとっては感情表現や意思表示の最大の手段であり，人格形成や心理の発達にかかわるもので，それを用いることの権利，つまり母語権をまずみとめようとする立場である。したがって母語による教育も人権の延長として正当化されるという立場で，現在世界的には母語教育の根拠としてもっとも重視されているといえる。劉宝俊は母語教育の重要性について論説するなかで，すでに中国においてこの立場は少数民族言語政策の基本理念である民族平等主義にあると解釈している（劉 1993: 78）。本来個人の権利である母語権を民族の権利とみなす過ちをおかしているといはいえ，中国において普遍的な権利として容認されることになればそ

の意義は大きい。母語権は母語教育の道具説・効能論にくらべ，国家への直接的なアピール性は低いが，人権国家としての公認をめざしはじめた中国にとっては無視することができない主張ではある。

第三に援用される論拠は上とは逆に，母語の習得以前に母語以外の言葉で教育することの弊害を説くものである。劉宝俊は先の論文（劉 1993: 76-77）において，母語以外で不完全な教育をおこなえば，思惟上概念の空白盲点を形成し，心理面では，児童の自尊心を損ない，自我を抑制することで内向的人格を助長する。さらにその後，第一言語の習得を妨げ，第二言語の学習自体効果もあがらないとのべている。ここでは興味深いことに，二言語教育では母語教育優先を主張するカミンズ（Jim Cummins）の説が引用されており[30]，政治的イデオロギーをこえた国際的な言語理論が受容されているのが注目される。また張貢新は母語能力を民族心理と結びつけようとする（張 1992: 176）。すなわち，母語による学習，思惟活動が妨げられると，民族的な自己卑下や失望感を生じさせ，民族的虚無主義や学習恐怖にいたるというのである。多くの少数民族にとっては第二言語である漢語を普及しようとする中国にとって，この主張もある程度の慎重な対応を要求するものであろう。

最後に民族言語教育推進の論拠として用いられるのは，このような仮説に基づいておこなった実験の結果により母語教育の有効性が証明できたとする事例報告である。1980年代以降チワン語，ミャオ語，リス語，ナシ語などを用いた双語教育が試行という形で中国南部を中心に実施されているが，これらが共通して主張しようとするのは，初期教育に母語とその文字を用いた場合と母語以外の言語を用いた場合では，前者の成果が卓越しているという結果である。多くのケースでは，母語による初期教育をうけた後，母語を用いて漢語や算数を学んだ方が，はじめから漢語を用いて学んだ場合よりも，一様によい結果がでるとの結論にいたるものである。

一例として，あるナシ族の1年生に対する実験では，ナシ語か漢語のいずれか一方を授業に用いた場合の比較では，漢語科目の平均合格率は前者で75.1％，後者では46.3％，数学の成績においても同様の傾向があらわれたとしている（姜 1992）。今日まで種々の言語を用いておこなわれた母語教育について発表された同様の報告は数知れない[31]。先にのべたとおり1950年代にはユネスコによって民族言語による初等教育が提唱されており，1960年代以来，世界各地で試行され，同様の効果のあることが実証された結果，この説は少数民族や先住民族の教育の母語化に大きな推進力となった。中国では，やっと20年ほど後に採用された同様の方法が多くの実験成果により理論的根拠を認められつつある。しかし，双語教育はあくまで漢語教育への移行の手

段，いわば橋渡しとして位置づけられてきたことは確認しておく必要があろう。

以上，民族言語による教育を双語教育の枠内で要求する人々が用いてきた論拠をあげたが，いわば普遍的人権や国際的に公認済みの理論を援用することで，少数民族言語を用いた初等教育の必要性を正当化し，政府に認めさせようとするものであるといえる。また漢語の教育においてもよい成績があげられることをのべることで，漢語教育を重視する立場にも双語教育の有効性を納得させる意図があるのは明白である。50年代当初，民族言語教育の必要性の論拠として用いられたスターリンの言語道具説と比較すれば，大きな差が存在することが分かる。

7.3　世界的言語・民族運動への関心

さらに1980年代以降，少数民族言語をとりまく第三の傾向として注目されるのは，世界の言語・民族運動と明らかに呼応する動きが中国においてもあらわれつつあることであろう[32)]。中華人民共和国成立当初，中国に存在していた多くのエスニックな集団はすべてがモンゴル族，チベット族などのようにすでに民族としてのある程度明瞭な意識や輪郭を備えた集団であったわけではない。かつてのソ連初期の民族政策にもみられたことであるが，政策対象として不明瞭な民族や言語を確定するための識別工作，それら認定された「民族」への国家による長期間にわたる政策的な働きかけが，結果としてそれぞれの集団に民族的な意識を養ってきた側面が指摘されている（Mackerras 1994: 267）。しかし，これらはあくまでも国家という枠内において規定され，管理される「民族」であった。これに対し，1980年代以降，少数民族のなかにもかれらをあらゆる面において統制してきた国家の枠を徐々にこえようとする傾向がみられる。

言語における具体的なあらわれとして，例えば，近隣諸国の民族と言語系統や宗教において強いかかわりをもつ場合，その言語規範や文字の統合をめざす動きとして影響がおよぶのは容易に想像できる。かつて50～60年代に考案されたラテン文字化計画を放棄し，旧文字に戻らざるをえなかったウイグル語やカザフ語の例，また50年代，隣国の同系民族との交流を理由に文字改革に反対したチンポー族などの例（戴・傅1993: 13）があるが，西双版納タイ族の間での伝統文字への回帰志向，逆にモンゴルの旧文字復活の決定など，国境を挟む同系語間の文字統一を意識した傾向は今後も強まることが予想される。事実，このような動きにかかわる問題をとりあげる論文が最近目立つことから（戴・傅 1993; 黄 1996; 孫 1995: 40），中国はすでに国境を挟んだ文字統一あるいは協力の意義を認め，部分的に許す姿勢をしめしはじめているようで

ある。ただし，これは中国の言語・民族政策の基本にもかかわるため，当然，慎重な意見もある（旻 1992; 敏 1997: 7）。

1980年代以来の中国少数民族における民族意識の昂揚について，マッケラスは，文化大革命時代の民族文化の抑圧政策への反動とイデオロギーへの信頼の喪失にともなう精神の空白がもたらしたものであるとし，世界的な同様の運動の波及でもあるとも認めている（Mackerras 1995: 214-215）[33]。「イデオロギー喪失」が少数民族にとって実際どれほど深刻なものであったかここではふれないが，中国においても，少なくとも自言語に対する意識の覚醒によって民族の結束を強化しようという現象は，従前のような国家の民族言語政策の枠内ではとらえきれない世界的な言語復権運動と同調しつつある。

先にのべたように社会主義政権成立直後，中国では言語は民族にとって伝達と思考の道具とみなす定義が主流をしめていた。それに対し，最近では，楊応新にみられるように，言語を公然と民族の帰属意識の核とみなす説（楊 1990）が目立っている。楊は，雲南通海県蒙古族がすでに現地の言語に同化しているにもかかわらず民族意識の高まりのなかではるばる内蒙古からモンゴル語教師を呼び寄せたり，現地へ子弟を派遣しモンゴル語を学ばせている事例などをあげ，外国での激しい民族言語復権運動に対比させながら，以下のような警告ともとれる意見さえつけ加えている。

> 現在世界において言語感情の深まりは客観的な趨勢である。言語感情を損なう政策をとることは国家の安定，民族団結に影響を与えるのは必須である。

少数民族の民族意識が言語意識（自己と自言語の同一化，自言語の消長への関心）と重ねあわせられることを中国民族政策は極力避けようと努めてきたらしいことは，民族認知作業や諸言語間の社会的機能格差存在の是認にみられるが，以上みてきたように民族意識の言語意識への傾倒はたしかに新しい動きとしてあらわれつつあるといえる。また言語の意識化の傾向は，一方では中国の民族言語政策理論においても反映しつつある。このような問題意識が，各地で制定されつつある「語文工作条例」や全国の少数民族語の保護を念頭において提案されている民族語文立法の背景に存在する可能性は否定できない（叶 1990）。マッケラスは前出の論考において，中国の民族運動を世界的な動きと同調するものであると認める一方で，中国においては言語を基盤とする民族運動の不在を指摘し，近い将来に政治問題として暴発する可能性は否定する立場をとっている（Mackerras 1995: 153）。たしかに中国において言語意識はヨーロッパにくらべ日の浅いものではあるが，今後さらに強まる可能性は否定できないであろう。

8　おわりに──まとめと展望

ここで，1980年代始めの民族言語政策復活の勢いと期待がやや沈静化し，見直し論が出はじめた1980年代後半以降の中国少数民族言語政策および少数民族言語の動向を中心にして簡単にまとめておきたい。

社会主義政権樹立以降，中国においてこのような民族言語にかかわる政策は，一方では民族の文化自治の実現，他方では国家の統合と発展という二つの基本的な政治的立場から論じられ，双方とも外部からの干渉を排除した中国の国内問題として扱われてきた。つまり少数民族言語政策において，前者は平等主義に基づき少数民族言語を文字化し，民族言語教育を実現しようとする立場であり，後者は漢語の普及をより重視し中国における共通語としての地位獲得をめざすもので，少数民族言語政策は二つの立場の駆け引きにより展開されてきた。

現在，中国少数民族言語政策および少数民族言語事情は基本的にこのような構図を保ちながら，従来とはやや異なる形で展開されてきている。その一つに現状に対し少数民族の間，特に言語政策関係者を中心に，民族言語の漢語への同化傾向と民族言語政策の縮小への不満，危機感が表明されている。また，漢語普及を推進しようとする立場からは，国民教育や近代化のための必須条件として，不十分であった漢語の共通語化，国語化政策を少数民族に対してもより鮮明に打ち出してきたことがあげられ，それは他方で少数民族に一層の不満を募らせる要因となっている。両者の対立あるいは矛盾が鮮明にあらわれはじめたといえる。

一方，1980年代に入り中国言語教育界に導入された「双語教育」の概念は，現在，少数民族言語理論・政策において極めて重要な役割を果たしつつある。つまり少数民族語教育は双語教育の概念を援用することにより，漢語普及重視主義の台頭するなかでその理論的，政策的足場を確保しえたといえる。とはいえ双語教育の概念はまた漢語教育優先派の要求にも妥協しうる曖昧性をおそらく政策上意図的に温存させたまま，双方の立場によって用いられていることには留意すべきである。

さらに以上のような少数民族言語政策における勢力の構図において，近年大きく影響を与えている要因を指摘した。

まず，中国の推し進める急激な経済改革と近代化政策が強く要請する，普通語としての漢語の一層の効果的な教育と普及，つまり実質的な国語化への圧力がある。先にのべたように2001年1月に施行された「中華人民共和国国家通用言語文字法」はその

最たるものである。また1980年代後半からの言語文字調査，文字化政策方針の見直し，そして言語の現実に存在する機能分化の容認なども，政府が漢語普及政策と競合しがちな少数民族言語政策を納得のうえ合理化しようとする姿勢を明確化したものであるとみることができる。

次に，中国少数民族言語政策関係者の国際的な少数言語運動や言語擁護・言語教育理論への関心に注目した。これは特に民族言語教育を推進しようとする人びとが双語教育の正当性や効果についての議論に国際的な理論あるいはレトリックが好んで用いはじめていることにあらわれている。中国少数民族言語政策についてより普遍的な理論で展開しようとするかれらの方針は双語教育実現においてある程度の効果をあげているといえる。

さらに少数民族言語をとりまく情況として指摘したのは，世界の言語・民族運動と明らかに呼応する動きが中国においてもあらわれつつあることであろう。特に注目されるのは世界の民族運動にみられるように，自民族言語に対する意識を鮮明に打ち出した民族運動が増しつつあることである。

以上，中国少数民族言語も，現在，近代化の波のなかで多数派語を優先する言語政策的圧力や多数派語への同化など極めて現代的で普遍的な問題に直面している。と同時に，少数民族言語を擁護し，母語教育を実現しようとする運動は国際的な理論や方策を援用するなど，国家の枠をこえた様々な要因との関係で動きはじめていることが明らかになった。

ここで，中国の少数民族言語の将来を予想するなら，それは極めて不明瞭な情況にあるといわざるをえない。あえて極言するなら，少数民族は言語を維持し，さらに書き言葉として発展させることができるのか，あるいは漢語に吸収される方向に向かうのか，全く予測は不可能ということになろう。くり返すことになるが，中国民族言語政策の現状は少数民族言語を擁護しようとする者にとって決して満足できるものではない。つまり，民族文字の実用化や民族言語の使用が決して十分なレベルにまで到達していない。そればかりか少数民族への漢語の普及がさらに危機的な情況をつくりだしているという意見が存在するのである。王遠新は，最近の論文においても中国が民族言語の平等を政策の根幹として標榜してきたにもかかわらず，法的地位，文字使用，メディア，学校教育などにおいて依然差別されており，現実的な不平等が存在すると公然と指摘している（王 2000: 2）。

とはいえ，現在の中国少数民族言語を大きく左右する民族政策自体が依然として不

安定で予測の困難な部分をふくんでいるのは確かである。言語政策においても現在中国は少数民族言語文字の再検討の示唆や，一部で取りざたされている新文字の批准停止の決定にみられるように慎重な立場をとりながら，しかし他方では語文工作条例による個別言語の地位の保障，双語教育の枠内ではあるが教育課程への民族言語の導入など明らかな譲歩もみられる。おそらくは中国が現在まで標榜してきた少数民族語政策路線の急激な変更は避けつつ国家にとっては急務である普通語の通用国家語としての確立への道を模索することになろう。

現在少なくとも明らかなことは，世界的規模で進行している情報化が，近代化にともなう大言語への傾斜，他方では民族言語擁護志向の促進要因としても大きく関与していくということである。ここでは詳しくたちいることは避けるが，情報化は現在，国と地域にかかわらずいかなる民族をも世界から隔離することを不可能にしている。衛星放送，電話，インターネットの普及は，人の爆発的な流動化とともに，世界の情報を拡散させつつある。当初大言語の支配を一方的に強め，少数言語に危機をもたらすことが懸念されたインターネットではあるが，一方では，世界各地の少数民族，先住民族による情報交換，連帯のための多くのネットワーク構築を可能にした。相互に言語意識を啓発し，言語権・言語理論についての知識を高め，少数民族言語を守護する方策がやりとりされている。他国に起こったことは自国にも起こりうる時代である。中国でこの教訓が生かされるかどうか，今後の言語政策の動向を注目したい。

付　　記

本稿は1997年2月，民博において開催された文部省国際シンポジウム「民族の文化とその政治経済学──東アジアの少数民族を例として」において，筆者が発表した報告「多民族国家における少数民族語」を大幅に加筆修正したものである。なお，『国立民族学博物館研究報告』の採択審査にあたり3名の査読者から多くの貴重なコメントをいただいた。

注

1）本稿でいう少数民族言語は中国の民族政策の枠内で少数民族と認定された民族の言語をさしている。民族言語は中国の脈絡で用いられている場合，漢語以外の民族の言語，すなわち中国少数民族語をしめす。少数言語は話者が少数である言語一般である。民族言語は多くの場合民族語と置換可能であるが，ここでは混乱をさけるため，不自然さを承知のうえ民族言語で統一した。

2）「普通語」（漢語では「普通話」）とは中国における規範的共通語（漢語では「共同語」）としての機能を担わされている現代漢語標準語である。本稿では普通語という用語を用いる。普通語は，北京語の発音を標準音，北方言を基礎方言，典型的現代白話文の作品を文法規範とするとされる（『中国語言学大辞典』1991: 474）。

3）　中国では「文字」は言語を表記するための日本語でいう文字を単にしめすだけではなく，表記体系までふくめる。また「朝鮮文」などの「文」は，岡本（1999: 10）が指摘するように，文字で書かれる言語形式としての書き言葉をさす。本稿では，「文字」および「～文」をこれらの意味で用い，「文字化」は表記体系の規範まで確立することとする。それに対し，言語文字のように「文字」と並列，あるいは対比されて用いられる「言語」（漢語では「語言」）は表記されない形の言語，つまり話し言葉をさす。それ以外の場合，言語は日本語の一般的解釈による言語総体をさすものとする。「語文」はこのような言語文字の縮小形とみなせる。

4）　後にのべる1950年代初頭の大規模な民族言語調査はこのような少数民族言語の社会的実態を明らかにすることも目的としていた。当時中国各地の諸言語に関して発表されたいくつかの初歩的ではあるが鳥瞰的報告（例えば，蔡・劉 1952; 羅・傅 1954）から，少数民族言語の全体像を明らかにすることが緊急な課題であったと推察される。

5）　中国共産党が初期の民族自決と連邦制度を基軸とする民族政策構想をすて，民族自治区制度を採用した経過およびその根拠について現在の中国の見解は，胡・陳・杜（1994: 43-45）などにみられる。

6）　民族自治区制度を選択した理由の根拠の一つとしてあげられていた少数民族の分散は少なくともモンゴル，チベット，ウイグルなど主要民族が居住する地域においてはそれほど顕著ではなかった。民族勢力の分離志向を抑制する極めて政治的な判断があったのは明らかである。

7）　1867年のオーストリア憲法19条では，言語の教育，公的使用について次のように規定していた（大津留 1998: 144-145）。「オーストリアのすべての民族は平等である。すべての民族は，その民族の特性と言語を守り育てる全面的権利を有する。教育，行政，および公共の場においては，それぞれの地域で使われている言語の平等性が国家によって認知される。いくつかの民族が居住する州では，公的機関は，どの民族も他の民族言語の習得を強制されることがないように，つまり自己の民族言語で教育をうけられるように手段を講じなければならない。」この条文の原形は1848年ウイーン体制を崩壊させることになった革命後に作成されたクレムジール憲法草案にあったが，その理念は1867年以前に各地で初等教育において実現されつつあったという（大津留 1998: 145-146）。

8）　民族間の圧迫を排するためには言語の平等を達成することが重要であるという思想では，レーニンの民族言語に関する説がしばしば引用されている（『民族理論与民族政策』1983: 160-161）

9）　新しく文字をもつことになったミャオ語は4種の文字体系，ハニ語は2種の文字体系がつくられ，伝統的に文字をもっていたタイ語では旧タイ文字体系2種が改良され，チンポー語では旧チンポー文字が改良され，ラテン式の載瓦文字もつくられた。1976年には凉山伝統イ文字が規範改良されイ文規範方案が制定，1979年には土族語に文字が創製された。一方で，1950年代のラテン式イ文字，ハニ文字の一つ碧卡方言，黎文は使用に移されることはなかった（黄 1996: 10-11）。

10）「双語教育」は中国において二言語教育をさす用語である。ここでは中国が言語政策としておこなっている漢語と民族言語の二言語教育を双語教育とよぶ。双語教育に関しては後で詳しく言及する。

11）　当時，民族言語政策にかかわる理論誌でもあった『中国語文』においては1958年から59年にかけ，この種の批判論文が数多く掲載されている。1960年代以降は中国言語政策の3本柱であった，漢語普及と文字改革，漢語の拼音化，少数民族言語の文字化のうち，最後に関する論文は激減の一途をたどる。

12）　文化大革命に先立つ1964年，『紅旗』において当時の国家民族事務委員会副主任であった劉春は，それまで中国の民族政策の論拠であった社会主義国家に残存する民族不平等や差別の解消としての民族平等の重視を覆し，以降の民族軽視政策に弾みをつける論評をおこなっている。民族間の経済的，文化的な事実上の不平等の存在を認めたうえで，劉春は，これらは社会主義革命後，私有制の消滅，社会生産力の開放と経済文化事業の発展とともに解消されるとのべている（劉 1984: 201-210）。同論文はさらに共産社会が実現し，階級が解消されるとともに民族は融合し，その差異も消滅するとのべ，民族同化を肯定する立場をとっている。

13）　周耀文は中国の少数民族の民族言語使用を漢語との関係で以下のように4分類し，少数

民族総数にしめる大まかな割合を試算している（周 1995g: 150-152）。1）民族言語単独使用地域──一部が漢語を理解する以外，民衆は漢語を理解しない。約1800万人，少数民族の20％。2）民族言語・漢語双語発展地域──民衆は日常生活では民族言語を使用するが，漢族との交際，漢語教育の増加により漢語が理解できる。2900万人，32％。3）民族言語・漢語双語使用地域──村内では民族言語を使用し，村外での漢族，他民族との交際では漢語を使用。1600万人，18％。4）漢語使用，あるいは漢語へ移行した地域──性別，年齢をとわず漢語を使用。約1800万人，30％。敏聞仕によると，1980年代末ほぼこれらに対応する数値は1）25%, 2）33%, 3）15%, 4）27%であった（敏 1997: 4）。

14） 1991年の国務院による「少数民族言語文字工作報告」の指示（詳細は後述）には1980年以来各地で設計されている民族文字法案に対し，あらためて1956年通達された＜国務院関於少数民族創立和文字法案的批准程序和実験推行分工的通知＞に言及し，批准の手続きと実験遂行の指示について確認することをうながしている（『国家語言文字政策法規彙編（1949-1995）』1996: 37）。

15） 少なくとも国家民族事務委員会は，1987年2月10日『民族団結』の記者に対して「民族識別と民族成分変更工作は基本的に完成した」という回答をおこなっている（李 1998: 201）。

16） この調査報告として以下の3冊（『中国少数民族文字』1992；『中国少数民族言語言文字使用与発展問題』1993；『中国少数民族語源使用情況』1994）が刊行された。

17） この発言を引用した周は同じ論文において，中国の諸言語の使用範囲，機能における類型化をおこなっている。興味深いのはかつてソ連の民族言語政策論においてみられた同様の傾向である。ソ連では民族言語による母語教育の原則が実質的に放棄され，ロシア共和国の少数民族に対するロシア語による教育が大勢をしめはじめた1970年代以降，ロシア語を頂点とする諸言語の階層化を追認する形での機能による言語類型化がみられた（庄司 1995: 157-8）。

18） 次のような指針がみられる。今日にいたるまで民族文字が通用している場合，「学習，使用と発展の事業を継続し，民族自治地方の政治，経済，文化それぞれの領域における使用を的確に保障し，民族文字の規範化と標準化を促進し，これを完全なものにしなければならない。」一方，1950年代に創製あるいは改修した民族文字は，「試行の効果がよく，多数の群衆の歓迎をうけているなら規定の順序に従い上部へ批准推進の申請をおこなう。結果が理想的なものでない場合，真剣に総括をおこない完全なものに改新する。結果がよくなく，多数の群衆が歓迎しない場合，群衆の意思を尊重して無理に試行することはない」（『国家語言文字政策法規彙編（1949-1995）』1996: 36）この条文にあらわれたニュアンスは1950年代民族文字創製をうながすためだされた指針とは大きく異なっていることが注目される。

19） 現在では，漢語は中国の辞書などで国語と明言されている。「歴史的に形成された，あるいは国家により一種の標準語あるいは全国に通用する共同交際語と規定された言語。例えば中国では漢語が国語となる。（『中国語言学大辞典』1991: 630）」

20） 会議において漢語普及の成果が報告されているが，参加者の一人，国家言語文字工作委員会主任の劉導生は漢語普及運動について次のようにのべている。すなわち，上にのべた1956年の指針以降，人員が養成され全国で漢語普通語の普及と水準の向上のため多岐にわたる活動をおこなってきた。この結果，多くの職場で積極的に活動に参与する人々が現れ，学校でも普通語工作は優秀な成績をおさめることができた。商業，交通，郵便電信，旅行関係の職場の多くは普通語を学ぶことを文明服務の一つとしてきた。各地の経営者から農村の組合販売員まで様々な手段を講じ普通語を学習したほか，軍隊，放送も大きく貢献した（『新時期的語言文字工作』1987: 18-19）。また会議中あげられた漢語教育の模範的な例として福建省大田県での成果が高らかに報告されている。ここでは差異の大きい5つの方言があり人々の交流が妨げられていた。1957年には人口の2％が普通語を話せるのみであった。しかし全県的な運動の結果，現在その普及率は90％をこえ，中には家で普通語を用いるようになったケースが60％にもおよぶという（『新時期的語言文字工作』1987: 151-161）。

21） 全国民族院校漢語教学研究会はその後1983年に全国少数民族漢語教学研究会と改称し，さらに1985年には現在の中国少数民族双語教学研究会となった（『中国少数民族双語研究論集』: 310-318）。

22） 岡本は，中国双語教育が多くの地方で実際には漢語教育となっている事実を指摘したうえで，中国の双語教育の目的を1）民族言語の伝承保持と漢語の習得，2）漢語教育，3）漢語モノリンガル教育への過渡的手段の3つに大別できるとする（岡本 1999: 116）。双語教育が

漢語教育を機軸にすえられがちな事実が鋭く指摘されているが，双語教育の目標はそれにかかわる多くのエイジェントにより多数存在することは言及されていない。

23） 同様に，実際にはほとんど実現されることはない漢族と少数民族幹部間での漢語と民族言語の相互学習（と使用）における平等の原則についても，民族区域自治法ではあたかも可能であるかのように扱われている。「民族自治地方の自治機関は各民族幹部が言語と文字を相互に学習することを教育し奨励する。漢族幹部は当地の少数民族の言語文字を学ぶ必要がある。少数民族幹部は民族言語文字を学習し使用すると同時に全国に通用する普通語と漢文もまた学習する必要がある」（49条）（胡・陳・杜 1994: 239）

24） 例えば，その目標が個人における両言語の維持にあるのか，あるいは一方への同化にあるのか，また能力面での到達目標は両言語の間でバランスのとれたものか，一方へ傾斜したものか，教育形態では各言語は対象科目あるいは授業媒介言語なのか，またそれぞれの言語の教育時期と時間配分などにおいてである。二言語教育において複雑にからみあったこれらの関係をそれまでの様々な試みを参考にモデル化しようとする試みは1980年代初頭からSkutnabb-Kangas（1984）やBaker（1993）などでおこなわれているが，一様に強調されるのは多数派言語習得まで一時期のみ少数派言語でおこなう二言語教育の多くは結果的には多数派言語への同化をもたらす移行型二言語教育であるとする点である。

25） ここにあげられたタイプの順は，民族言語習得に有利な条件の満足度にほぼ従っており，はじめのタイプほど民族言語による授業の期間，時間数，科目種類が拡大しているといえる。逆に条件の整わない場合は，民族言語による授業は低学年に限られ，民族言語，文学，算数などに用いられるほかは，小学中高学年には漢語授業におきかえられることが多くなる。またこれら双語教育は多くの地域では試行段階にあり，少数民族すべてにおこなわれているわけではない。雲南省では1986年，約1千カ所の民族小学校・学級においてタイ語，チンポー語，リス語，イ語，ナシ語，ラフ語などを用いた双語教育をおこなっているが，教育をうけたのは約5万人で，前年の少数民族の小学入学児童が118万（入学率89％）という数値からみてもごく一部であることが推察される（周 1995e: 211-216）

26） 香港中文大学人類学系教授・謝剣の大阪大学国際シンポジウム（1996年7月6日）「言語文化学の可能性」での口頭発表「中国少数民族と国家統合に関する諸問題――人類学的研究」における言及。三不主義とは不再創造文字，不再識別民族，不再設自治区をさす。

27） 以下に引用する条文は日本語訳「中華人民共和国国家通用語言文字法」<www.ne.jp/asahi/nkmyst/charis/Chinoiserie/Chinese/ChinaLanguagePlan_j.html>から引用した。ただし翻訳にみられる誤字は修正し，訳語は本稿の用語にしたがった。この「通用語言文字法」は，1章総則において，「国家は普通語を普及させ，規範文字を推し進める」とさだめ，1982年憲法における普通語の地位をほぼ確認したうえで，具体的に通用言語文字としての普通語と規範漢字の使用をさだめている。

「国家機関は普通語と規範文字を公務用の言語，文字とする」（2章9条），
「学校およびその他の教育機関では，普通語と規範文字を基本的な教育教学言語，文字とする」（10条），
「放送局，テレビ局は普通語を基本的放送用語とする」（12条），
「公共サービス業は規範文字を基本的サービス用文字とする。（中略）公共サービス業に普通語をサービス用言語とすることを提唱する」（13条）

たしかにこれらの条項のうち9条，10条にはそれぞれ「法律で別途規定するものは除外する」というただし書きがあり，総則8条の「各民族は自言語の言語文字を使用し，発展させる自由を有する。少数民族言語文字の使用については，憲法，民族区域自治法およびその他の法律の関係規定に基づく」とともに，少数民族言語の地位は保障されているようにみえる。しかし，「国家通用語言文字法」における普通語の地位と憲法および「民族区域自治法」で保障された少数民族言語との地位がどのような関係にあるかは明確にされてはいない。ただし2000年7月「国家通用語言文字法（草案）」の全人大常務委員会16回会議での審議に先立ち教科文衛委員汪家鏐の説明では「国家通用語言文字法」の適用範囲には民族自治区域と少数民族の集中する地域をふくむとされている（「中華人民共和国国家通用語言文字法」<www.ne.jp/asahi/nkmyst/charis/Chinoiserie/Chinese/ChinaLanguagePlan_j.html>）

28） 例えば周（1995c: 163）では以下のような引用がみられる。1981年11月30日から12月4日にかけユネスコはパリにおいて「各国それぞれの民族言語を教育の手段とすることを研究する専門家会議」を召集し，総括報告のなかで次のような声明をおこなった。「それぞれの民

族言語は教育を始めまた成功をおさめるための鍵である。土着集団の文化の維持において民族言語による教育は最良の案内役であり道具である。民族言語は大衆に参加をうながし，民族を開発させる最高の振興剤でありガイドである。民族言語を使用することは「文盲」除去をすすめ，無知と貧困を取り除くもっとも有力手段である。」

29） ほぼ同様の内容は劉（1993: 76）にもみられるが，その他にもいかに多くの民族言語の初期教育を求める論述に出典もしめされずそのまま引用されているか計り知れない。ところでユネスコは初期教育における母語教育の重要性をすでに1951年の会議や，1953年の報告において指摘しており，その国際的影響はしばしば言及されている（例えば，Fasold 1984: 293）が，これについては中国の文献ではほとんどふれられていない。

30） 参照されたのは, Cummins, J.のLinguistic interdependence and the educational development（1979 *Review of Educational Research* 49: 222-251）と思われる。また劉は同じ論文において，世界的に受け入れられている，子どもの言語習得の臨界期（漢語では「関健期」）についての説も採用している。ここで劉は児童が10歳までのもっとも吸収力のある時期，すなわち1～3学年に母語である民族言語を完全に習得し，語学吸収力のおとる13歳まで，すなわち4～5学年に第二言語として漢語を学ぶことの論理性を主張している。

31） 周耀文は『中国少数民族語文使用状況』（周 1995b: 20）で貴州省台江県においておこなわれたミャオ語を用いた双語教育の試行例を引用している。実施校は6年制の小学校で，1年時はミャオ語を用いて授業がおこなわれ，漢語は2年時に学習し，2年から6年時まで授業は双方のことばを用いるが，6年時には完全に漢語に移行するというものである。漢語学習の初年度に試験をおこなったところ，同じ県内で，漢語教育のみで授業をうけた県都の完全小学校の生徒にくらべ，漢語，数学とも成績はよかったという。双語教育をうけた生徒では漢語，数学の合格率はそれぞれ88.03%, 99.03%，また平均点 80.3点，合格平均率 90.5％であったのに対し，漢語のみで教えられた生徒は，漢語，数学の合格率が42.32%，67.62%，平均点58.64点，合格平均率 55.1%であった。

32） 中国少数民族の間で観察される民族意識の高まりは，1）人口調査などにみられる民族籍の大幅な回復，2）政治的自治権や民族幹部の権限，経済援助の拡大の要求，少数民族蔑視への不満，3）「民族区域自治法」を徹底的に実現し，民族の権益を保障する要求。159の民族自治地方と1500の民族自治郷の設立，自治条例や単行条例の制定と実施はそのあらわれ，4）自民族およびその地域のあらゆる面における利益や発展への関心にみられるという（賈・李 1998: 52-54）。

33） 賈晞儒と李克郁は中国の現代化における民族問題を考察するなかで，民族意識の昂揚の原因として次の5要因をあげている（賈・李 1998: 52）。1）民族政策が全面的に回復し，少数民族の平等，権利，合法的権益の保障，貫徹が進んだだめ，2）改革開放政策の結果，人々の交際が広まり，視野が拡大したのと同時に，自民族の発展の現状と先進民族との格差を認識したため，3）商品経済の価値や規律，平等競争の原則が民族共同体の様々な分野，特に経済において大きな影響と作用を与えたため，4）民族経済，政治，文化事業の発展により民族全体の資質が，特に知識人や役人において大きく成長したため，5）国際的要因の影響，一つは世界的な平和と発展が民族意識に与えた影響，二つ目は西側資本主義平和情況の悪化および民族主義者の徴発。当然のことかもしれないが，外国の民族運動の影響は認めてもイデオロギーへの信頼の喪失はあげられていない。

文　　献（漢語名は日本語音読による）

＜著書名，論文名で引用＞

『中国語言学大辞典』1991，中国語言学大辞典編纂委員会編，南昌：江西教育出版社。
『中国少数民族語言文字使用与発展問題』1993，国家民委文化司・中国社会科学院民族研究所編，北京：中国蔵学出版社。
『中国少数民族語言使用情況』1994，国家民委文化司・中国社会科学院民族研究所編，北京：中国蔵学出版社。
『中国少数民族文字』1992，国家民委文化司・中国社会科学院民族研究所編，北京：中国蔵学出

版社。
『中国少数民族双語研究論集』1990，中国少数民族双語教学研究会編，北京：民族出版社。
「中華人民共和国国家通用語言文字法」<www.ne.jp/asahi/nkmyst/charis/Chinoiserie/Chinese/ChinaLanguagePlan_j.html>。
「同仁県民族教育調査報告」1990，赴同仁県調査組　『青海民族研究』1990: 3: 4-45。
「互助土族自治県民族教育情況調査」1990，赴互助土族民族教育調査組『青海民族研究』3: 70-75（青海民族学院民族研究所）。
「関於＜青海省海西蒙古族蔵族自治州蒙古族蔵族語文工作条例＞的説明」1991，『青海省人民代表大会常務委員会公報（1991.3.6）』pp.21-27。
『国家語言文字政策法規彙編（1949-1995）』1996，国家語言文字工作委員会政策法規室編，北京：語文出版社。
『民族理論与民族政策』1983，国家民委教育司編（試用教材）。
「青海省海西蒙古族蔵族自治州蒙古族蔵族語文工作条例」1991，『青海省人民代表大会常務委員会公報（1991.3.6）』pp.15-21。
「社論 反右傾，鼓干勁，以実際行動来迎接偉大的国慶十周年」1959，『中国語文』9: 402。
「社論 擁護漢語拼音方案草案」1957，『中国語文』11: 3-5。
『新時期的語言文字工作』1987，全国語言文字工作会議秘書処編，北京：語文出版社。

＜著者名で引用＞

馬学良
　1957 「漢語拼音法案与少数民族文字関係」『中国語文』12: 5-6。
馬学良・戴慶厦
　1984 「我国民族地区双語研究的幾個問題」『民族研究』4: 53-58。
Baker, C.
　1993 *Foundations of Bilingual Education and Bilingualism.* Clevendon: Multilingual Matters.
敏聞仕
　1997 「重視少数民族語言文字的使用和発展為建設有中国特色社会主義服務」『民族語文』6: 1-9。
旻俣
　1992 「充分発揮少数民族文字在民族地区両個文明建設中的作用」『中国語文』3: 57-60。
莫家裕
　1993 「広西少数民族語文工作及其工作機構」『中国語文』2: 71-74。
陳光裕
　1992 「四川民語委機構及工作概況」『民族語文』3: 79-80。
張貢新
　1992 『民族語文・民族関係』昆明：雲南民族出版社。
趙明鳴
　1990 「＜中国少数民族語言使用情況和文字問題調査研究＞定稿会略述」『民族語文』4: 80。
道布
　1991 「第二歩戦略目標与民族語文研究」『民族語文』5: 1-4。
Fasold, Ralph
　1984 *The Sociolinguistics of Society.* Oxford: Backwell.
傅懋勣
　1957 「関於少数民族語中新詞術語的問題」『中国語文』10: 31-34。
　1984 「建国三十五年来民族語言科学研究工作発展」『民族語文』5: 1-8。
厳学窘
　1990 「論双語制的合理性」中国少数民族双語研究編『中国少数民族双語研究論集』pp.1-18，北京：民族出版社（初出1983年）。
岩佐昌暲
　1983 『中国の少数民族と言語』東京：光生館。
包智明
　1991 「変動中的蒙民生活──三爺府村実地調査」『社会学研究』31:(1): 52-57。

彭国躍
　2001 「中国の社会言語学とその関連領域」『社会言語科学』3: (2): 63-76。
賈晞儒・李克郁
　1998 『現代化進程中的民族問題』西寧：青海人民出版社。
胡中安・陳粋華・杜耀富主編
　1994 『民族区域自治法学』北京：中央民族大学出版社。
黄行
　1996 「我国新創与改進少数民族文字試験推行工作的成就与経験」『民族語文』4: 10-17。
瞿靄堂
　1988 「中国的民族与語言」『民族研究』1: 23-36。
姜竹儀
　1992 「納西文」『中国少数民族文字』国家民委文化司・中国社会科学院民族研究所編 pp.214-218，北京：中国蔵学出版社。
Lasinbang, Rita, Carolyn Miller and Francis Otigil
　1992 Language Competence and Use among Coastal Kadazan Children. In Willem Fase, Koen Jaspert and Sjaak Kroon (eds.) *Maintenance and Loss of Minority Languages*, pp.333-355. Amsterdam & Philadelphia: John Benjamins.
Mackerras, Colin
　1994 *China's Minorities: Integration and Modernization in the Twentieth Century*. Hong Kong: Oxford University Press.
　1995 *China's Minority Cultures: Identity and Integration since 1912*. New York: St. Martin's Press.
村田雄二郎
　1996 「少数民族に対する言語政策（帝国型の民族政策──中国）」『民族に関する基礎研究II──民族政策を中心に』（NIRA研究報告書）pp.35-46，東京：総合研究開発機構。
岡本雅享
　1999 『中国の少数民族と言語政策』東京：社会評論社。
王遠新
　2000 「論我国民族雑居区的語言使用特点」『民族語文』2: 1-7。
王均
　1952 「吸収蘇聯先進経験研究少数民族語文」『中国語文』12: 4, 33。
　1982 「中国少数民族語言研究情況」民族語文輯部編『民族語文研究論集』pp.1-39，西寧：青海民族出版社。
大津留厚
　1998 「アイベンシッツにドイツ系小学校をつくる──ハプスブルク帝国の民族政策」増谷英樹・伊藤定良編『越境する文化と国民統合』pp.143-161，東京：東大出版会。
蔡美彪・劉璐
　1952 「東北各少数民族的語言与文字」『中国語文』12: 9-11。
賽福鼎
　1984 「進一歩増強民族団結，在社会主義道路奮勇前進」中国社会科学院民族研究所編『社会主義関係文献論文集』pp.164-176，昆明：雲南民族出版社（初出1961年）。
崔京善
　1993 「論社会主義初級階段朝鮮語文的地位」国家民委文化司・中国社会科学院民族研究所編『中国少数民族語言文字使用与発展問題』pp.23-27，北京：中国蔵学出版社。
舎那木吉拉
　1993 「蒙古語言文字与我国蒙古族的智力開発」国家民委文化司・中国社会科学院民族研究所編『中国少数民族語言文字使用与発展問題』pp.16-22，北京：中国蔵学出版社。
庄司博史
　1987 「文字創製・改革にみた中国少数民族政策」『国立民族学博物館研究報告』12(4): 1181-1214。
　1995 「ソビエト言語政策下の北方少数民族と言語の復権」山内昌之・原暉之編『スラブの民族』pp.142-170，東京：弘文堂。

周耀文
1995a「我国少数民族能使用“漢字夾拼音字母”的文字嗎？」周耀文『中国少数民族語文使用研究』pp.56-69，北京：中央社会科学出版社。
1995b「試論我国社会主義初級階段民族語文与漢語文的使用与発展関係」周耀文『中国少数民族語文使用研究』pp.9-25，北京：中央社会科学出版社。
1995c「従雲南族地区的語言実際出発建立小学双語文教学体制」周耀文『中国少数民族語文使用研究』pp.159-170，北京：中央社会科学出版社。
1995d「双語現象与双語教育」周耀文『中国少数民族語文使用研究』pp.112-127，北京：中央社会科学出版社。
1995e「雲南省民族語言文字使用状況概述」周耀文『中国少数民族語文使用研究』pp.193-216，北京：中央社会科学出版社。
1995f「論語言社会効能大小与教学語言使用層次高低」周耀文『中国少数民族語文使用研究』pp.128-148，北京：中央社会科学出版社。
1995g「論在我国民族地区建立多種形式的双語文教育体制」周耀文『中国少数民族語文使用研究』pp.149-158，北京：中央社会科学出版社。
Skutnabb-Kangas, T.
1984 *Bilingulism or Not: The Education of Minorities.* Clevendon: Multilingual Matters.
蘇金智
1993「語言的声望計画与双文字政策」『中国語文』3: 69-75。
孫竹
1995「当然民族語文工作的新矛盾新問題」『青海民族研究』2: 36-44+27。
存理
1987「現代教育和少数民族的智力開発」『中央民族学院学報』2: 47-48
戴慶厦・傅愛蘭
1993「論‘跨境語言’」戴慶厦編『跨境語言研究』pp.1-18，北京：中央民族学出版社。
叶爾肯
1990「民族語文立法芻議」『民族語文』5: 65-69。
楊応新
1990「論語言発展趨勢的多向性及発展」『民族語文』5: 4-9。
喩世長
1994「走民族語和漢語兼懂兼通的路促進少数民族語言的穏歩発展」『民族語文』2: 1-7。
羅常培
1952「加強研究少数民族語文為提高各民族文化而努力」『中国語文』12: 3。
1954「為幇助兄弟民族創立文字而努力」『中国語文』6: 11-12。
羅常培・傅懋勣
1954「国内少数民族語言文字概況」『中国語文』3: 21-26。
李克郁・席元麟
1984「貫徹落実党的民族語文政策為提高土族人民文化而奮闘」『青海民族研究』1: 12-30。
李紹明
1998「我国民族識別的回顧与前瞻」『民族学研究 第12輯』pp.201-211，北京：民族出版社。
林祝敔
1957「民族与民族語」『中国語文』7: 20-23。
劉宝俊
1993「少数民族母語在双語教育中的意義及其発展前景」『中国語文』4: 76-78+75。
劉春
1984「当前我国国内民族問題和階級闘争」中国社会科学院民族研究所編『社会主義民族関係文献論文集』pp.196-210，昆明：雲南民族出版社（初出：『紅旗』1964年12期）。
White, Bob
1992 The position and role of minority languages and their writing systems in China. In Sun Hongkai and Florian Coulmas(eds.) *News from China: Minority Languages in Perspective* (Interanational Journal of the Sociology of Language 97), pp.47-57. Berlin & New York: Mouton de Gruyter.